

「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」に対し提出された意見と総務省の考え方  
【意見募集期間:平成25年12月27日(金)～平成26年1月16日(木)】

No	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	(P-3) Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数	放送ネットワークの強靱化はきわめて緊急性の高い課題であり、実施にあたっては送信設備の整備と併せて、より速やかな受信環境の整備が必須です。 そのためには90MHz以下の周波数利用が可能な地域においては、FM補完局の目的・規模によらず、まずこの帯域から活用するべきと考えます。	90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。
【山口放送株式会社】			
2	I. 基本的な考え方 (1)、(2)、(3)  Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改正方針 1. 免許付与の形態 (1)親局の主たるFM補完局の免許申請の場合 (2)その他のFM補完局の免許申請の場合	基本的な考え方については、周波数の有効利用や災害時における国民への迅速かつ正確な情報提供を確保する観点から賛同いたします。 90MHz超え95MHz以下の周波数を聴取できる受信機はまだ少ないことから、FM補完局の開設目的が国民に十分享受されるよう、受信機の普及に行政の指導を期待いたします。  88MHz以上の周波数帯では、韓国のFM帯域と重複します。電波の異常伝播により韓国のFM波がアナログテレビ中継局の1チャンネルに混信障害を与えていた地域があると聞いています。基幹放送用周波数使用計画や地域周波数利用計画策定基準に基づく周波数割当ての際には、放送事業者も検証の必要があることは認識していますが、この点を十分考慮したチャンネルプランとしていただきたい。 親局の主たるFM補完局においても、使用可能な地域がある場合には、周波数の有効利用から90MHz以下の周波数も積極的にその使用を認めるべきと考えます。	本方針案に賛成する御意見として承ります。  90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。  90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定しますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いします。  90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。
【株式会社新潟放送】			
3	Ⅱ-1 FM補完局の開設目的  Ⅱ-2 FM補完局に割り当てる周波数 (2)90MHzを超え95MHz以下の周波数	AM放送の送信設備のうち送信空中線は、どの民放各社も建設から50～60年経過しており、更新には広大な代替地の確保と費用面が足かせとなり、現実的には難しい状況です。今回は難聴地区の解消が目的ですが、今後の課題項目としてAM放送の送信所の更新問題を加える事はできませんでしょうか。  案によりますと、この周波数帯は親局の主たるFM補完局を中心に割り当てられていますが、一部の受信機しか対応しておらず、今後オールジャパンとして、機器メーカーや自動車メーカーなど関係箇所に対応の働きかけを行う予定はあるのでしょうか。	FM補完局は中波放送の親局又は中継局の放送区域において難聴対策や災害対策を行うことを前提とした制度です。  90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。

<p>Ⅱ-3 災害対策FM補完局の対象地域</p>	<p>AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域につきまして、原子力関連設備の事故により影響を受ける地域を加える事はできませんでしょうか。また、事業継続計画(BCP)として、移動式のFM放送機器設置促進政策を盛り込めないでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>【株式会社茨城放送】</p>		
<p>4 全般</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」は、使用周波数の放送対象地域ごとの確保がなされていることや、周波数の6年間の使用期限を設けるなど、ローカルAM局の実情を踏まえたものであり、大いに賛同評価したいと考えます。 四国地域においては、切迫している「南海トラフの巨大地震」への対応・準備という意味でも一日も早いFM補完と聴取者サービスを実現すべきと考えております。難聴対策と災害対策を合わせて進めることによって放送ネットワークの強靱化を図りたいと考えます。 災害時の安心安全のためのラジオ放送の継続という原点部分について、更なる制度整備と国庫補助などの配慮をお願いいたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 設備整備の支援については、放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として実施しているところですが、引き続き、支援措置ができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>P.1 1.基本的な考え方 (2)・前半略・なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に、FM補完局の放送区域を完全に包含されるように置局することは実現可能とは言い切れないことから、この部分で柔軟な対応案であることを評価賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>(4)本方針において・中略・AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。</p>	<p>判断基準があいまいであった「難聴」の定義は理解いたしますが、難聴対策と災害対策を効率よく組み合わせるエリアカバーを図っていく方法についてもご考慮をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>P2 Ⅱ 基幹放送用周波数使用計画の改訂方針 1FM補完局の開設の目的 ラジオ放送の受信環境の改善等を図る観点から、以下の目的で開設されるFM補完局の開設を認めることとする。</p>	<p>なによりも今回、FM補完局の開設が認められたことは素晴らしいと考えます。国民に多くのラジオ放送の受信機会を供与することに繋がり、安心安全の観点からも大いに評価するものです。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>(i)都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p>	<p>難聴の定義が「屋外での電界強度」のみを基準にしたものであったのに、今回は「屋内での電界強度の低下」を明示して、現実的に踏み込んで「都市型難聴」の定義づけをされたことは意義深く、高く評価いたします。 この都市型難聴を特定する場合、地方においては鉄筋コンクリート壁の建築物などが広く点在しておりますので、それらすべてを難聴エリアとして解釈する弾力的な制度運用をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。 なお、都市型難聴地域を特定するために、まずは屋外で電界強度の不足地点や電気雑音等の障害発生地点を調査していただく必要があります。</p>

<p>(4)災害対策 AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備」の最大の目的は、災害対策としての放送ネットワークの強靱化にあると理解しています。その意味から「災害対策」を強く打ち出し、「放送被害懸念地域」という概念を明記されたことを高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P3 2.FM補完局に割り当てる周波数 (前半省略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下、「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局を明確化し、周波数も確保する・・ということは地域の実情を十分に考慮された方策であり、評価賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>(2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ—1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>弊社はかねてより90MHz以下の帯域でのFM補完を望んでおりましたが、全国的なチャンネル確保の問題や既存FM局との混信などを避けるための大局的な判断をされたのだと考え、これを理解いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P4 (4)周波数の使用制限について ①上記(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>弊社は、FM補完局の整備実現を目指していますが、災害対策やラジオ事業の経営面での強靱化とどう連携させて進めるかなど課題も多残っております。公示後6年間と言う柔軟な条件を設けたことは、ローカルAMラジオ局の状況を的確に勘案された上であると理解し、高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P5～6 3. 災害対策FM補完局の対象地域 (1)AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 ①都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域</p>	<p>災害対策FM補完局の対象地域については、自治体等の策定したハザードマップが必要とされていますが、災害時の安定した放送継続のために、各放送事業者が必要と考える地域についても考慮する弾力的な対応をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

	<p>P6～7 IV.受信障害等への対応 (前半略…) また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。</p>	<p>受信障害等の「防止」、又は「解消」を図るために適切な措置を講じることは放送事業者として当然の義務と考えております。 すべて妥当であり、賛同いたします</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
5	<p>全体について</p>	<p>【南海放送株式会社】 「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」及び「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に概ね沿ったものであり、評価したいと考えます。あわせて、本来、「聴取者のための難聴対策や災害対策としてのFM波の利用」であるため、混信等の問題が生じない限り、より効果的かつ効率的なFM補完局の置局や空中線電力等の選択肢を狭めるといった運用のないよう、配慮するべきと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 主たるFM補完局は、90MHz 超え 95MHz 以下の 5MHz 幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、本方針案のFM補完局の開設目的や空中線電力等の条件を満たすことが求められます。</p>
	<p>1ページ I. 基本的な考え方 (2)「なお、FM補完局の～妨げるものではない。」</p>	<p>AMラジオ放送の親局又は中継局放送区域とFM補完局の放送区域が一致するよう置局することは、現実的には困難なため、当該方針について評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>1ページ I. 基本的な考え方 (4)「本方針において、「難聴」とは～継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態をさすこととする。」</p>	<p>今回、AMラジオ放送の「難聴」の定義を明確化したことは、今後の制度整備に大きく貢献するものと考えられることからこれを評価します。 しかしながら、「難聴」の定義のうち、「AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点」の根拠となっている昭和39年郵政省告示第5号は、その後昭和47年に最終改定されてから40年が経過しており、現在の建築等の実態に即した判断が必要と考えます。 また、「AMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態」とありますが、AM波の特性を十分考慮いただいた上で、適切な基準設定がなされることを強く要望いたします。特に、北部九州においては、季節・時刻・天候等によって外国波混信の度合いは変動します。一時的な調査に基づいて、あるいは一律的な混信の評価に基づいて判断することのないよう、強く要望いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	<p>2ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (4)災害対策</p>	<p>開設目的に新たに「災害対策」が盛り込まれたことについて、評価、賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>2ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 (2) 90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>福岡地区は季節的な気象条件により、88MHz以上の周波数において、韓国等からのFM放送波が飛来します。過去、送信チャンネル1チャンネルの当社アナログテレビ親局の放送エリアにおいて、韓国等FM波の飛来により長時間にわたってエリア内混信が発生し、多くの視聴者が多大な影響を受けました。</p> <p>またテレビの地上デジタル放送においても、釜山、昌原からの飛来電波により、約10万世帯の宗像局、須恵局のリパックを余儀なくされた上に、まだ混信が解決されない地区も多く残っています。</p> <p>難聴対策や災害対策のために設置したFM補完局が外国波と混信し、リパック等さらなる対策が必要になることがないよう、88MHz以上の周波数の割り当てには、韓国の周波数事情の考慮をお願いするとともに、その他の補完局については、理由の如何を問わず、可能な限り88MHz以下の周波数の使用をお認めいただくよう要望します</p>	<p>90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定しますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いします。</p> <p>なお、外国波混信対策に係るその他のFM補完局については、原則は100W以下としていますが、90MHz以下の周波数に開設することが可能です。</p>
<p>4ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 (4)周波数の使用期限について</p>	<p>「基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする」とされたことについて、各地域の状況等を踏まえた柔軟な対応であり、評価いたします。ただし、「置局されない場合」について、置局の際の特殊な事情による遅延等を考慮するべきと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>コミュニティ放送の新規開設要望等も多いことが考えられるため、90MHz超え95MHz以下において公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は未使用の周波数を削除することとしています。</p>
<p>4ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力 (1)親局の主たるFM補完局 親局の主たるFM補完局の空中線電力は、～昭和43年郵政省告示第535号(…)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。</p>	<p>空中線電力は、「昭和43年郵政省告示第535号に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする」との方針が示されました。</p> <p>AM親局の補完のために、必要があれば、弊社と同放送対象地域の県域FMラジオ放送の親局の空中線電力と同レベルの空中線電力が許容されることについては、評価いたします。</p> <p>しかしながら、この規定の法定電界強度は、都市部及びその周辺地域の昨今の都市化、建築物の堅牢化が考慮されておらず、現実に即したものではありません。</p> <p>特に、福岡市及びその周辺の大野城市、春日市、太宰府市、古賀市、糟屋郡などは、ベッドタウンとして人口増加地区で都市化が進んでおり、既に法定電界強度では十分に受信できない建物などが多数存在しています。将来的にも更なる都市化が進むことが予想され、現状の法定電界強度では不十分と言わざるを得ません。</p> <p>また受信環境は、携帯受信機やカーラジオが大半であり、移動しながらの連続聴取可能な電界強度が必要と考えます。</p> <p>従って、既存FM局の難聴解消のためにも、今回の制度整備の見直しに伴い、「法定電界強度」の見直しを検討して頂くことに加え、空中線電力を現在の法定電界強度を元に規定されることがないように強く要望します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>都市型難聴対策のFM補完局は、90MHz超え95MHz以下の5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、現行の法定電界強度をもとに判断することを考えています。</p>
<p>4ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力 (2)その他のFM補完局</p>	<p>その他のFM局として置局を検討している北九州局のエリアである北九州市、及び周辺地域についても、福岡市の周辺地域同様に都市化により必要とされる法定電界強度が上がっていると考えられます。そのため、最低でも現在のFM局同様の250W以上の送信出力は必要であると考えます。</p>	<p>同様に、5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者の都市型難聴対策に係るその他のFM補完局を収容可能としておく必要があり、空中線電力は原則として100W以下とすることとしています。</p>

<p>5ページ</p> <p>2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特 FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする</p>	<p>難聴エリアでの電測調査や資料作成などは、効率よく難聴エリアを特定し、資料作成においても容易に作成できるよう考慮すべきと考えます。</p> <p>例えば、FM補完局からより遠方の市町村に難聴エリアがある場合は、その内側の市町村での調査は必要なしとすることが可能になると考えます。当然、法定電界強度に応じて調査すべき基準や範囲が変わるため、不要な調査を減らし、効率化ができるよう考慮頂ければ幸いです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>6ページ</p> <p>Ⅲ. 放送関係審査基準等の改正方針</p> <p>4. FM補完局から既存局等への妨害排除</p>	<p>免許申請にあたって、「AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、(中略)県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料の添付」が求められています。現在でも無線局開設の際は、必要とされる混変調調査を実施した上で、当該局から同意書をもらうなど、技術的見地から妨害が発生しないよう留意しています。「FM補完局から既存局等への妨害排除」についても、技術的見地からの妨害排除に限定するべきであり、これまで通りの手続きに留めるべきであると考えます。</p> <p>また、調整が「不調」に終わる等した場合の対応が明確ではなく、申請時に混乱を招く可能性があるものと考えます。もちろん、県域FMラジオ事業者のご理解、ご協力なしに本方針の実現は難しいものと考えますが、効率的な置局及び送信出力を追及すれば、結果的に県域FMラジオ事業者とは異なる置局・空中線電力という結果も考えられます。</p>	<p>免許申請に当たって提出いただく資料は、妨害排除の審査のために必要なものであり、調整が不調に終わる場合は、妨害の懸念があるため、免許申請の受付は困難です。</p>
【九州朝日放送株式会社】		
<p>6</p> <p>I. 基本的な考え</p>	<p>災害時、迅速かつ正確な情報提供を確保する観点からAMラジオ放送のFM方式の中継局を整備し、災害対策や難聴対策を推し進めることは、妥当なものと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針</p> <p>2. FM補完局に割り当てる周波数</p>	<p>災害対策を開設目的とするFM補完局の割り当て周波数を、基本的に90MHz超え95MHz以下としています。可聴受信機の普及率が高い90MHz以下の周波数においても割り当てることを要望します。また、90MHzを超える周波数の受信が可能な受信機の普及についても国として積極的に推し進めることを要望します。</p>	<p>90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改正方針</p> <p>3. 災害対策FM補完局の対象地域</p>	<p>AM放送設備の設置場所について、ハザードマップや法により指定、想定された区域内としていますが津波や洪水による浸水域がAM設備の近隣、または周囲であっても受電、若しくは有線ラインが寸断されたり、道路の通行ができない場合は燃料補給ができず、放送が継続できなくなることも想定されるため地域の審査については柔軟な適用を要望します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>V. FM補完局の放送設備の安全・信頼性基準</p>	<p>放送設備の安全・信頼性を高めることは当然ですが、補完局の整備により二重負担になる部分があります。補完局設備を導入しやすいよう基準について柔軟な要件となるよう要望します。</p>	<p>災害対策及び難聴対策のFM補完局については、災害発生時等も放送の継続を図ることが重要であり、本方針案のとおりとさせていただきます。</p>

	その他	災害対策・難聴対策としての放送設備の整備は、放送事業者としての責務ですが現在取り巻く状況において、積極的に推進するには厳しい環境にあります。設備整備を遅滞なく進めるためにも幅広く継続した支援を要望します。	放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。
7	II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数	<p style="text-align: center;">【株式会社秋田放送】</p> <p>今回の制度整備の基本的方針(案)においては、「民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。」とあります。 中波放送において弊社は、長崎県・佐賀県を放送対象地域とする事業者で、開設当初から、それぞれの県民向け番組制作を行っておりますが、上記方針では、弊社の佐賀局は中継局として取り扱うものとされています。 佐賀局が演奏所を有し、佐賀県民向けの独自の番組制作を行っていること等から、佐賀局を「親局」を補完する主たるFM補完局相当の取り扱いにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【長崎放送株式会社】</p>	県域AM放送事業者のうち、放送対象地域内において、県庁所在都市が複数存在する場合は、一方の都市において主たるFM補完局を置局し、もう一方の都市においてその他のFM補完局を置局することが考えられます。
8	(全体として)  1、基本的な考え方  2、周波数使用計画の改正方針  3、放送法関係審査基準等の改正方針	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」が昨年7月に取りまとめられた「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針」に沿った内容であって、①基本的な考え方、②基幹放送用周波数使用計画及び審査基準の改正方針並びに受信障害等への対応等、難聴対策や災害対策を理由としてAMラジオ事業者がFM補完中継局を開設しやすい制度整備(案)となったことを評価したい。 なかでも、基幹放送用周波数使用計画(チャンネルプラン)により「親局の主たるFM補完局」の周波数が全国の民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一つの周波数を確保できること、またその周波数が公示後6年間までは保証されることなど、地方局にとっても参入機会と方法が広がったことに対して評価したい。</p> <p>AMラジオ放送の強靱化としてのFM方式の補完中継局の位置付けについては概ね賛成である。</p> <p>昨年7月に取りまとめられた案を具体的に「親局の主たるFM補完局」と「その他のFM補完局」に切り分け、空中線電力についても前者は明確に「FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のもの」としたことはAMラジオ事業者の総意が取り入れられたと理解、評価したい。</p> <p>開設の目的が災害対策あるいは難聴対策であって、既設FM局への妨害排除を除き、免許申請にあたっては「難聴の状況を示す資料」「災害対策の空中線電力の審査」等の資料については出来る限り簡素化して頂きたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

	4、受信障害等への対応	特にない。	
	5、FM補完局の放送設備の安全・信頼性基準	これまでもAMラジオ事業者は、長い歴史のなかで設備の二重化や365日24時間体制にて、地域の安全と設備の信頼性を維持してきたと自負している。 それがFM補完局となっても基幹放送局としての設備の安全・信頼性を確保することは当然のことであると考えます。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	6、その他	音声放送を送り出す側の制度整備としては効果が期待できると思われる。しかし将来的にAM受信機そのものが製造されなくなる、あるいは自動車に搭載されなくなる事態を想定すると、災害放送として、ファーストインフォーマーとしてのラジオの役割は承継されても中波放送そのものの存続が危ぶまれる可能性もあることを継続検討する必要がある。 受信機普及の観点より、先ずはこの制度が首都圏あるいは大阪、名古屋といった大都市を中心として一斉に活用され、V-Low帯域に対応したFM受信機の普及につながることを期待したい。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
		【東北放送株式会社】	
9	全般	AMラジオ放送の難聴・災害対策としてFM波を利用する制度整備を評価いたします。 引き続き「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」において提言されている「4 新たなアイデアによる事業展開の推進(3)受け手側の強靱化①ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進」等についても検討に着手されるよう要望いたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。 放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。
		【北海道放送株式会社】	
10	全体	AMラジオ放送の受信環境の改善を図る上で、FM補完局の整備を行うことは大変有効な手段です。そのための制度整備が迅速に行われることを大いに評価いたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	Ⅱ. 1. (3) 地理的・地形的難聴対策	AMラジオ放送の受信環境の改善のためにすでに実施されている同期放送においても、同一電界強度となる地点では受信障害が発生することは避けられません。FM補完局の整備はこうした難聴を改善する上でも有効な手段であると考えます。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	Ⅱ. 2. FM補完局に割り当てる周波数	親局の主たるFM補完局については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)が確保されることにより、各AMラジオ事業者はそれぞれの事情に合わせてFM補完局の設置について検討することが可能となります。これはAMラジオ事業者がこれまで抱えていた難聴対策を前進させることにもつながりますので、大いに評価します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。

<p>Ⅱ. 2. (1) 90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>既存県域FMラジオ事業者への妨害排除の観点から、現在使われていない当該周波数帯を、親局の主たるFM補完局に割り当てることは適当であると考えます。 一方で、当該周波数帯域を受信可能な受信機は現在限られており、今後新たな受信機の普及のための施策や、効果的な取り組みが必要であると考えます。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>Ⅱ. 2. (4) 周波数の使用期限について</p>	<p>親局の主たるFM補完局の公示期間を6年とすることは、AMラジオ事業者が事業計画を立てるための猶予期間と、周波数の有効利用の推進という相反する事柄を勘案した妥当な期間であると考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅲ. 4. FM補完局から既存局等への妨害排除</p>	<p>本項における「妨害排除」や、「県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料の添付」などについては、聴取者の保護の観点からも、電波妨害を排除するために既存県域FMラジオ事業者との調整が必要であると考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>【朝日放送株式会社】</p>		
<p>11 I.-(1)AMラジオ放送については、総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」(平成25年7月公表)において、津波や洪水といった災害に対する脆弱性が指摘されたところであり、こうした災害時においても迅速かつ正確な情報提供を確保する観点からは、「現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と提言されているところである。</p>	<p>災害時における情報伝達手段としてAMラジオの有用性を認識し、合わせて送信インフラが抱える脆弱性への対応策を具体的に示した提言であることを高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅱ. 2.-(2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ-1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>当該帯域の実効性を高めるためには聴取環境を早急に整えることが望まれます。取り分け、生命と財産に関わる災害対策を目的とするFM補完局にとっては切実な問題となります。車の買い替えサイクルとリンクするとも言われている車載用受信機の普及には相当な期間がかかるものと予想されます。家庭用受信機ともども、その普及のために行政、放送事業者が一体となって受信機メーカーへ働きかける一方、車載用受信機のチューナー改修などに助成措置を講ずるような支援についても検討をお願いいたします。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>

<p>Ⅱ-3-(1)親局の主たるFM補完局 親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号（放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件）（以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。）に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力（FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力）以下とする。</p>	<p>AM波とFM波の伝搬特性上、AM親局は県域FMラジオ放送の親局より広範な範囲をカバーしています。周波数の有効利用の観点から、県外への不要な飛び出しや他局との混信が発生しないことを前提に、親局の主たるFM補完局の空中線電力や空中線高については柔軟な設定が可能となることを望みます。</p>	<p>主たるFM補完局は、90MHz 超え 95MHz 以下の 5MHz 幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、本方針案の空中線電力等の条件を満たすことが求められます。</p>
<p>Ⅲ-3-(1)AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 ① 都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域 ② 河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）内にあり、洪水による被害が想定されている地域</p>	<p>FM補完局を必要とするAMラジオ放送局の放送設備が必ずしもハザードマップ内や外水反乱区域内にあるとは限りません。そうしたエリアに隣接しているケースも考えられます。「想定外」の事態に陥らないためにも、災害対策FM補完局の対象地域の認定には柔軟な対応をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>【静岡放送株式会社】</p>		
<p>P1 基本的な考え方</p>	<p>関東など広い平野部に立地する大都市圏の放送局は、「主たるFM補完局」1局で放送エリアの多くの部分をカバーできるのに対し、山間部や離島など地形的に不利な条件にある地域では、「主たるFM補完局」1局でカバーできるエリアはAM親局エリアに対して狭い。 鹿児島県においては、AM親局を補完する「主たるFM補完局」のカバーエリアは46%で、多くの「その他のFM補完局」を設置する必要が生じる。 これは、大都市圏よりもラジオの市場規模の小さい地方局にとって、大きな負担となる。 今回の制度整備は、災害時における情報提供を確保する観点から制度整備が進められており、地方局における災害対策への設備投資の負担が軽減されるような一層の公的支援を要望する。</p>	<p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>
<p>P4 3.FM補完局の空中線電力 (2)その他のFM補完局</p>	<p>「その他のFM補完局」の空中線電力は、原則として100W以下とすることが示されている。山間部や離島などでは、さらに大きな空中線電力が必要な場合がある。 難聴対策や災害対策のために必要なFM補完局を設置するのであるから、空中線電力の取り扱いについて柔軟な運用を求める。</p>	<p>離島等他のFM放送に対し影響がないと考えられる地域の場合は、難聴対策や災害対策に係るFM補完局の空中線電力は、個別に対応を検討することとします。</p>

P5	2.難聴対策FM補完局の難聴地域の特定	<p>都市型難聴は、大都市圏では面的に広く難聴が存在するのに対し、地方都市ではピンポイント的に存在するなど、大都市圏と地方都市では都市化の状況によって都市型難聴の実態に大きな差がある。</p> <p>難聴地域の特定については、放送法関係審査基準において別に定めるとされているが、大都市圏と地方都市の難聴の実態の違いを「難聴地域の特定」に反映できるような基準とするよう求める。</p>	<p>いただいた御意見については、免許手続き等における難聴地域の特定方法の検討における参考意見として承ります。</p>
【株式会社南日本放送】			
13	<p>2. FM補完局に割り当てる周波数 (2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ-1に規定する開設目的のうち、都市型難聴、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、および全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>主たるFM補完局に90MHz超え95MHz以下の周波数帯(本周波数帯)を割り当てることにつきまして、本周波数帯は、周知のように過去から現在まで国内において、FM放送が行われておりません。この未開の周波数帯をAM放送の親局の主たるFM補完局に全国一律に割り当てるという基本方針(案)につきまして、いくつか推察を交えて意見を述べたい。</p> <p>① 現在、車載型FMラジオ受信機(カーラジオ)においては、本周波数帯が受信可能な製品は、国内用に販売されていない。しかし、車の点検時に整備工場等で受信機を改修出来るようになる。したがって、本周波数帯の普及は比較的容易である。</p> <p>② かつては、ポータブル型ラジオや、CDラジカセ、CDラジオ、CDコンポ等のFMチューナー搭載音響機器において、アナログテレビ放送の1chから3chの音声受信ができる受信機が販売されていた。最近の自社調査では、調査した30数機種中、およそ10%の3機種において76MHz～108MHzを受信できる商品が販売されていた。したがって、長期に亘り販売されていたので、今販売中のもも含め一般家庭に相当数在ると思われる。</p> <p>③ AM放送のFM中継局利用が全国で進めば、販売される新車に上記受信機が搭載されていくので、平均的な車の買い替えサイクルプラスアルファの年月で大半の台数が入れ替わると思われる。</p> <p>④一般家庭に対しては、AM放送事業者自らAM放送が本周波数帯で放送されていることを積極的にPRすることにより、普及していくと思われる。</p>	<p>90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。</p> <p>なお、外国波混信対策に係るその他のFM補完局については、原則は100W以下としています。90MHz以下の周波数に開設することが可能です。</p>

等の意見がありますが、①から④の意見について、テレビと比較しますと、まずデジタルテレビ放送が開始され、5年から10年の並行放送期間を経てアナログテレビ放送が、時限を切って強制終了しました。この並行期間中に全国のテレビ受像機の大半はデジタル受像機に入れ替わり。一部はチューナー対応となりました。さらにカーテレビ等もデジタル対応の改修や、入れ替えが車の所有者負担で行われました。今後全国一律にAM放送が主たるFM補完局が未開の本周波数帯で開始された場合、テレビとは状況が大きくことなり、現在、国民生活にとってラジオ放送は絶対聴きたいという必須アイテムではありません。さらにAM放送が強制終了するわけでもないので、「AM放送が聴こえなくなると大変だ」という切迫感が起こりません。このような状況で10年以上20年と並行放送が続いていった場合、その間に大災害が発生し、万一AM放送が途絶した時、FM補完局による情報入手できる聴取者はどれほどでしょうか。主たるFM補完局の周波数を選定するに当たり、当地域で申せば、

① 既存のFM周波数帯における周波数の逼迫度合いが低く、事前検討並びに、潜在電界等実測調査により既存FM放送に対して混信の恐れが極めて少ないこと。(別添参考資料参照)【省略させていただきます。】

② 九州から東北にかけての日本海側において、従来のAM放送波の外国波混信が継続的に発生していた地域であり、その混信実測データが十分であること。

③ AM放送システムにおいて、毎年11月から3月にかけて発生する日本海側特有の冬季雷は、夏季雷と比べてエネルギー量は10倍を超えとも言われ、その被害は極めて甚大であり、AM放送の年間を通じた安定的な強靱化対策が困難であること。

主たるFM補完局用として90MHZ超え95MHZ以下の周波数帯を限定的に使用するよりも、諸外国は、FM帯域として20MHZを確保している現状から考えると、76MHZから95MHZの帯域を柔軟な対応で効率的に利用すべきであると考えます。特に上記①から③に該当する場合は、その地域特有の事情を考慮したチャンネルプランの選定をお願いしたい。

【北陸放送株式会社】

14	全体	<p>民放ラジオ事業者がおかれる経営環境は厳しさが増すばかりですが、AM放送事業者においては、さらに難聴という深刻な問題を抱えています。このような状況において、AM放送を補完するFM中継局の制度は、AM放送局のみでなく、ラジオ放送全体の活性化にもつながるものであり、放送ネットワークの強靱化を推進する有効な施策として評価します。</p> <p>一方で、民放ラジオ事業者には経営基盤の脆弱な事業者も多く、そのような事業者にとってはFM中継局の建設は多大な設備投資であるため、事業者の負担軽減に配慮した制度整備をしていただきたいと思います。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>
	90MHz以上の周波数利用について	<p>FM中継局を設置するために、新たに90MHz以上をFM放送用に割り当てることは必要なことであり評価しますが、併せて受信環境の整備が大変重要であると考えます。受信機普及のためにラジオ事業者が努力することは当然ですが、行政も積極的な取り組みをしていただきたいと思います。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
【大阪放送株式会社】			
15	全体	<p>FM波の利用範囲を災害対策まで拡大したことは高知県を放送対象地域とする当社にとっては有り難いことと評価しております。</p> <p>しかしながら、補完での利用となると従来のAM放送に加えてのサイマル放送となることから経済的負担が大きいと考えます。したがって、特定の条件下においては全面的FM転換も容認する制度整備をはじめ、災害対策でも難聴対策と同様の支援が受けられるようさらに検討をお願いしたいと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局は中波放送の親局又は中継局の放送区域において難聴対策や災害対策を行うことを前提とした制度です。</p>
	【株式会社高知放送】		
16	全体	<p>本基本的方針(案)は、「放送ネットワークの強靱化」に関してこれまで意見募集が行われ、当社も賛意を示してきた方向性にそったものであり、大いに賛同いたします。</p> <p>そして、本方針(案)にそった制度整備が速やかにおこなわれることを希望いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	I. 基本的な考え方 (4)本方針において、「難聴」とは、(中略)状態を指すこととする。	<p>本基本方針(案)において、『「難聴」とは、昭和39年郵政省告示第5号(放送局の開設の根本的基準の規定により標準放送を行なう放送局の地上電界強度を指定する件)に規定するAMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態』と、今まで曖昧であったAMラジオ放送の「難聴」の定義を明確化したことは、意義深いこととして大いに評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (1) 都市型難聴対策</p>	<p>FM補完局の開設目的の一つとして都市型難聴対策を挙げるとともに、都市型難聴を「ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴」と定義し、都市型難聴の要因を明らかにするとともに、「屋内」における難聴についても言及したことは、難聴の実情を的確に反映しており、大変意義深いことと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数</p>	<p>本基本方針(案)では「民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする」としています。 本制度施行時に難聴地域が存在しない地域においても、年々増加する都市雑音等の影響により、近い将来に難聴対策が必要になることも考えられます。すべての民放AMラジオ事業者を対象とした周波数使用計画が策定され、かつ「(4)周波数の使用期限」として6年間という期間を設けたことは、今後の民放AMラジオの難聴対策に非常に有効であると考えます。 また、基幹放送用周波数使用計画の策定に当たっては、近隣諸国からの直接波もしくはスボラディックE層による同一周波数波の到来に十分配慮したものとなるよう要望いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定しますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いします。</p>
<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>90MHz以下の周波数は、基本的に外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策に割り当てるとしながらも、特例として、空中線電力は原則として100W以下ではありますが、災害対策にも認めるとしたことは、近隣諸国からのFM波との混信のため、90MHz以上の周波数の割り当てが困難な地域においても対応が可能となるものであり、賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力 (1) 親局の主たるFM補完局</p>	<p>FM補完局の空中線電力について、『親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、「超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値」に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする」としたことは、これまでの意見募集において当社が主張してきた、「電波の有効利用の観点から、1波によるエリア内での放送ネットワークの強靱化が実現可能な相応の出力」に適うものであり、賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改正方針 2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定</p>	<p>難聴地域特定のための資料提出は必須であると認識しておりますが、審査基準の策定に当たっては、現実的な手法(調査)により資料作成が可能となるよう要望いたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

<p>3. 災害対策FM補完局の対象地域 (1) ⑤ 都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域</p> <p>その他</p>	<p>「災害対策FM補完局の対象地域」として、「都道府県等が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域」も含まれておりません。</p> <p>しかし、放送設備の設置場所自体は液状化の危険はないものの、周囲が液状化し、放送設備の設置場所へのアクセスが困難になり、相当期間において放送設備に近づけないため、補修、燃料補給等ができず、放送停止に追い込まれることも想定されます。</p> <p>「液状化による被害が想定されている地域」に、上記のような液状化により間接的に被害を被る地域も含めていただくよう要望いたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	<p>90～95MHzのFM放送を受信可能なラジオ受信機が普及しなければ、最終的にAM放送の強靱化が達成されないこととなります。対応型ラジオ受信機の早期普及のためには、官民一体となった受信機メーカーや自動車業界、そして国民への情報周知や働きかけが重要であると考えます。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>【株式会社文化放送】</p>	<p>17</p>	
<p>全体について</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」及び「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に概ね沿ったものであり、大いに評価できるものと考えます。</p> <p>また、今後の基幹放送用周波数使用計画、関連する法令の整備においては、効果的かつ効率的なFM補完局の整備が行えるよう十分に配慮されることを期待します。</p> <p>弊社としても、国民の安心と安全を守り、災害に強く、より充実したサービスを実施するため、FM補完局の設置を前向きに取り組んでいく予定です。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>1ページ I. 基本的な考え方 (2)本方針において(中略)「なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。」</p>	<p>AM放送とFM補完局では、周波数特性のほか各種送信諸元などが異なることから、それらの放送区域が完全に一致するように置局させることは、現実的には困難なため、当該方針の柔軟な対応について評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>1ページ I. 基本的な考え方 (4)「本方針において、「難聴」とは、(中略)AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。</p>	<p>「難聴」の定義のうち、「AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点」の根拠となっている昭和39年郵政省告示第5号は、その後昭和47年に最終改定されてから40年が経過しており、現在の建築物の堅牢化等の実態に即した判断が必要になってきているものと考えます。</p> <p>また、「AMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態」とありますが、AM波の特性を十分考慮いただいた上で、適切な基準設定がなされることを要望いたします。特に、北部九州においては、季節・時刻・天候等によって外国波混信の影響度合いは大きく変動しますので、十分な配慮をお願い致します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

<p>4ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力 (1)親局の主たるFM補完局 親局の主たるFM補完局の空中線電力は、(中略)、昭和43年郵政省告示第535号(中略)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。</p>	<p>空中線電力は、「昭和43年郵政省告示第535号に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする」との方針が示されましたが、都市部及びその周辺地域の昨今の都市化、建築物の堅牢化に伴い、所定の電界強度では安定して受信できない状況が散見されます。特に、福岡市及びその周辺の大野城市、春日市、太宰府市、古賀市、糟屋郡などは、ベッドタウンとして人口増加地区で都市化が進んでおり、将来的にも更なる建築物の堅牢化が進むことが予想され、今後の難聴化が懸念されます。</p> <p>このため、将来的には法定電界強度の見直しも含めた制度整備が必要になるものと考えます。</p> <p>また、ラジオ放送の受信環境は、携帯受信機やカーラジオでの移動受信が大半で、移動しながらの連続聴取可能な電界強度が必要であると考えます。聴取者にとって移動受信は、災害時においても有効な情報収集手段であり、その安定した受信は、ネットワークの強靱化の観点からも必要不可欠なものであると言えます。</p> <p>今後、制度整備案の確定後に始まる「親局の主たるFM補完局」の置局作業においては、難聴エリアが完全に払拭でき、将来に渡って安定した受信が確保できるよう柔軟な対応に期待します。</p>	<p>都市型難聴対策のFM補完局は、90MHz超え95MHz以下の5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、現行の法定電界強度をもとに判断することを考えています。</p>
<p>4ページ II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力 (2)その他のFM補完局 その他のFM補完局の空中線電力は、(中略)昭和43年郵政省告示第535号に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。</p>	<p>「その他のFM補完局」として置局を検討している北九州局のエリアである北九州市及びその周辺地域についても、福岡市周辺地域同様に都市化が進んでおり、将来的にも更なる建築物の堅牢化が進むことが予想され、今後の難聴化が懸念されます。</p> <p>このため、前項同様、柔軟な対応に期待します。</p>	<p>同様に、5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者の都市型難聴対策に係るその他のFM補完局を収容可能としておく必要があり、空中線電力は原則として100W以下とすることとしています。</p>
<p>5ページ 2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定 FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする</p>	<p>限られた周波数資源を有益かつ効率的に使用するため、免許申請の際、難聴の状況を示す資料を添付することとする本案に賛同致します。</p> <p>同時に、難聴エリアでの電測調査や資料作成などは、効率よく難聴エリアを特定し、資料作成においても容易に作成できるよう考慮すべきと考えます。</p> <p>例えば、FM補完局からより遠方の市町村に難聴エリアがある場合は、その内側の市町村での調査は必要なしとすることが可能になると考えます。当然、法定電界強度に応じて調査すべき基準や範囲が変わってくるものと思いますが、不要な調査を減らし、効率化ができるよう考慮頂ければ幸いです。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>6ページ III. 放送関係審査基準等の改正方針 4. FM補完局から既存局等への妨害排除</p>	<p>免許申請にあたって、「AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、(中略)県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料の添付」が求められています。現在でも無線局開設の際は、必要とされる混変調調査を実施した上で、技術的見地から妨害が発生しないよう留意し、関係する事業者間で調整を行っていますので、これまでと同様に対応して参りたいと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>【RKB毎日放送株式会社】</p>		

18	全体	今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」は、「AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局の使用周波数の放送対象地域ごとの確保・公表」がなされていることや、「同使用周波数の6年間の使用期限」、「条件付きながら90MHz以下の帯域での災害対策としての補完置局」が盛り込まれるなど、ローカルAM局の実情を踏まえたものであり、大いに賛同評価いたします。 更なる制度整備と国庫補助などの配慮をお願いいたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。 設備整備の支援については、放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として実施しているところですが、引き続き、支援措置ができるよう取り組んでまいります。
	P.1 1.基本的な考え方 (2)・前半略・なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。	FM補完局の放送区域全域を、当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に完全に包含されるように置局することは実現可能とは言い切れないことから、この部分で柔軟な対応案であることを評価賛同致します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	4)本方針において・中略・AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。	今回AMラジオ放送の「難聴」の定義を明確化したことは、今後の制度整備に大きく貢献するものと考えられることからこれを評価致します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	P2 Ⅱ 基幹放送用周波数使用計画の改訂方針 (1)都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。	これまで難聴の定義が「屋外での電界強度」のみを基準にしたものであったのに対し、今回、「建築物の堅牢化による屋内電界強度の低下」ならびに「電子機器からの電気雑音の影響」を明示して「都市型難聴」を定義したことは評価致します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	(4)災害対策 AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。	今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備」の最大の目的は、災害対策としての「AMラジオ放送ネットワークの強靱化」にあることから「災害対策」を強く打ち出し、「放送被害懸念地域」という概念を明記されたことを高く評価致します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	P3 2.FM補完局に割り当てる周波数 (前半省略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下、「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。	「AMラジオ放送の親局を補完」する「主たるFM補完局を明確化し、その周波数についても「民放AMラジオ放送の対象地域ごとに一の周波数(複数AM民放事業者がいる場合は複数波)を確保することは地域の実情にあった「親局補完局」の置局実現を可能とするものと理解、評価致します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。

	<p>P4 (4)周波数の使用制限について ① 上記(2)「90MHz越え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>「親局の主たるFM補完局」の整備時期は地域の難聴状況、事業者の経営状況により前後することから、「周波数公示後6年間の使用期限」を設けたことは様々な状況を踏まえたうえでの柔軟な考え方であることから高く評価致します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>P5～6 3. 災害対策FM補完局の対象地域 (1)AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 ①都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域</p>	<p>災害対策FM補完局の対象地域については、自治体等の策定したハザードマップに指定されていることが必要とありますが、各放送事業者が考える地域についても考慮する弾力的な対応をお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	<p>P6～7 IV. 受信障害等への対応 (前半略…) また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない</p>	<p>AMラジオ放送局によるFM補完局の開設にあたって、同周波数帯を使用する既存放送の受信に対する障害を防止し、または解消を図る為の適切な措置の実施を義務付けることは妥当であり賛同致します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	【青森放送株式会社】		
19	<p>全体</p>	<p>本基本的方針(案)は、「AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局に係る使用周波数の放送対象地域ごとの確保」について、既存局等への妨害排除が考慮される等、地域事情を鑑みた柔軟な対応が示されていることから、大いに歓迎します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>P1 I. 基本的な考え方 (2)(前略) FM補完局の放送区域の一部が、当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>FM補完局はAMラジオ中継局とは別の場所に設置されるため、必ずしも放送区域が一致するものではないことから、柔軟な対応がなされた本案を評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>P1 (4)本方針において「難聴」とは、「標準放送を行なう放送局の放送区域」に規定するAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴の定義が明確化されたことを評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P2 II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (1) 都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p>	<p>AMラジオ放送の都市部における難聴が、「都市型難聴」と新たに定義されたことを、評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P3 2. FM補完局に割り当てる周波数 (前略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(中略)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p>	<p>「親局の放送区域の一部を補完するもので空中線電力が大きいもの」が「AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局」と明確化されたこと、そして「民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(中略)を確保する」とされたことを、大いに歓迎します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P3 (2) 90MHz超え95MHz以下の周波数 (前略) 都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>本帯域に対応した受信機の普及が推進されるよう、官民一体となった対策がなされることを希望します。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>P4 (4) 周波数の使用期限について ①上記(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の周波数について、一定期間の使用期限が設けられていることを、評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P4 3. FM補完局の空中線電力 (1) 親局の主たるFM補完局 親局の主たるFM補完局の空中線電力は、(中略)FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(中略)以下とする。</p>	<p>弊社がFM補完局の設置を検討する目的は、都市型難聴および地形的難聴、外国波混信であるため、「現行の周波数利用計画」に定められている以上の出力を希望するものではありません。 よって本案に賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>その他</p>	<p>聴取者の利便性向上のための「受信機の移動に伴って自動選局できる仕組み」や、逼迫する周波数を有効活用できる「FM同期放送」等の新しい技術の導入についても積極的に検討をお願い致します。</p>	<p>FM補完局の導入に関し、周波数の有効利用を図るために技術基準の見直しが必要であれば検討を行ってまいります。</p>
<p>【株式会社中国放送】</p>		

20	II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的	AMラジオ放送の都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策、災害対策として、FM補完局の開設を認めた本案は、受信環境の改善や災害等の有事の際に確実な情報伝達を期せる制度整備案であり賛同します。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	2. FM補完局に割り当てる周波数 および3. FM補完局の空中線電力	当社は、高根県と鳥取県の両県を放送対象としており、そのエリアは細長く、東西約300kmにも及びます。当放送エリアにおいて、山陰地区での拠点である東部の鳥取市、中部の松江市、西部の浜田市に於けるFM補完局については、親局または親局に準じる基幹局が必要です。この3地区に関しては、親局の主たるFM補完局に準じた扱いが可能となるよう考慮頂きたい。	いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。
	2. FM補完局に割り当てる周波数 (2)90MHz超え95MHz以下の周波数	山陰地区は日本海に面しており、強力な外国AM放送波の飛来による混信により、AM親局における夜間のサービスエリアは、昼間に比べて極端に狭くなっています。 AM親局の主たるFM補完局の周波数の割当は、90MHz超え95MHz以下に計画されていますが、ここ山陰地区では、88MHzを超える周波数においては、季節的な気象条件等により、韓国等の諸外国から強力なFM放送波が飛来している事をFMラジオ受信機等で確認しています。 過去、送信チャンネル1チャンネル(90MHz～96MHz)の当社アナログテレビ中継局の放送エリアにおいて、外国FM放送波の飛来により長時間にわたってエリア内混信が発生し、多くの視聴者が多大な影響を受けています。 総務省(総合通信局)へは「外国波によるテレビジョン放送への受信妨害の報告」で既に報告をしているように、例えば平成15年においては、年間で18日、外国FM波によるエリア内混信が発生しており、その内、早朝から深夜におよぶ長時間にわたる混信が12日発生しています。 AMラジオ放送の放送ネットワークの強靱化としてFM補完局を設置しても、再び混信を受けるようでは強靱化の意味がありませんし、将来、新たな外国FM波による混信を受ける可能性も否定できません。 このように、外国FM波による混信の発生が懸念される地区におけるFM補完局に関しては、外国FM波の放送周波数帯域を避けた88MHz以下の周波数使用を認めるなど、地域の事情にあわせた柔軟な制度整備を切望します。	90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定しますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いします。  なお、外国波混信対策に係るその他のFM補完局については、原則は100W以下としていますが、90MHz以下の周波数に開設することが可能です。
【株式会社山陰放送】			
21	P1 I. 基本的な考え方 (2)項	当地区において地理的条件及びAMとFMの送信周波数の違いを鑑みた場合、現AM放送区域をFM補完により同じように確保することはかなり困難を極めると考えられます。よって、(2)項において「FM補完局の放送区域の一部が該当AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない」という部分は大いに評価出来ると考えます。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	P2 1. FM補完局の開設目的 (4)災害対策	今案において、新たに災害対策を制度整備の一環として加えて頂いた事は大いに評価出来ると考えます。当地区もいつ起きてもおかしくない東南海地震該当地区であり、今案に災害対策を加筆頂いた事によりネットワークの強靱化ならびに県民へのより良いサービスが可能になると考えられます。	本方針案に賛成する御意見として承ります。

	<p>P3 2. FM補完局に割り当てる周波数 (3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>「災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保出来ない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。」に関し、災害対策かつ親局補完の場合、地域状況を考慮した柔軟な周波数割り当ておよび空中線電力の対応を要望致します。相互変調等の問題が解決出来る場合、既存FM局との空中線共用等大きな金銭的メリットがあります。また、リスナーの方にも新規受信機購入無しに聴取頂け、金銭的負担がないという利点が生じます。ネットワーク強靱化を鑑みた場合、より良い方法論だと思われれます。</p>	<p>災害対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であつて、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p>
	<p>P4 2. FM補完局に割り当てる周波数 (4)周波数の使用期限について②項</p>	<p>②項を読み解くと周波数割り当てに関する自由度等の意見が将来反映される可能性があるとの解釈が出来ると思われますので、今案は柔軟性のある良案だと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>全体</p>	<p>【四国放送株式会社】 今回、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」が示され、AM放送の難聴対策や災害対策として、具体案が盛り込まれたことは、AMラジオ放送の強靱化に大きく寄与するものであり、賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
22	<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1.FM補完局の開設目的 (1)都市型難聴対策 (3)地理的・地形的難聴対策</p>	<p>都市型難聴の原因について、建築物の堅牢化による電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等について明示されたこと。又AMラジオ送信所の同一周波数による放送(同期放送)において、地理的条件で発生する受信障害対策として、FM補完局の開設が認められることは、さらなる聴取者サービスの向上に繋がるものであり、評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2.FM補完局に割り当てる周波数 (2)90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>当該周波数帯域は、受信機普及が十分ではなく、難聴対策や災害対策として効果を発揮するためには、受信機の普及が必須と考えます。当該周波数に対応できるラジオ受信機の普及を図るため、速やかな対策を要望いたします。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
	<p>P.1 1.基本的な考え方 (2)前半略なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域において、FM補完局の置局条件により、完全に放送区域を包含することは困難であり、これにより柔軟な対応が可能となったことを評価賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
23	<p>P1～P2 (4)本方針において中略AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。</p>	<p>これにより「難聴」の定義が明確化され今後のFM補完局整備による、対策条件が確立されたことを評価します。また多くの一般聴取者の利益の観点からも評価されるべきものと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>Ⅱ 基幹放送用周波数使用計画の改正方針</p> <p>1 FM補完局の開設の目的</p> <p>ラジオ放送の受信環境の改善等を図る観点から、以下の目的で開設されるFM補完局の開設を認めることとする。</p> <p>(1)都市型難聴対策 以下略</p> <p>(2)外国波混信対策 以下略</p> <p>(3)地理的・地形的難聴対策 以下略</p> <p>(4)災害対策</p> <p>AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。</p>	<p>ラジオが災害時に大きな役割を担うことは先の東日本大震災時においても実証された事を踏まえ、左記に明確化された事は大きな意義があり高く評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P3</p> <p>2. FM補完局に割り当てる周波数 (前半省略)</p> <p>AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下、「親局の主たるFM補完局」という。 )については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p> <p>(2)90MHz超え95MHz以下の周波数</p> <p>本方針Ⅱ—1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局を明確化し、周波数も確保するという事は地域の実情を十分に考慮された方策であり、評価賛同いたします。</p> <p>FM放送の周波数が逼迫している現状は理解できますが、効果的な災害対策において受信機の普及度や聴取者の利益を考え90MHz以下の周波数使用が可能な地域については柔軟な対応を要望します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。</p>
<p>その他 (受信機の普及及びFM補完局整備について)</p>	<p>90MHz以上に対応する受信機の普及についてはメーカーの対応も未知数であり普及速度に懸念があります。このため特にローカル局においてのFM補完局整備については経営の基盤に大きく関わるものと認識しており、国の積極的な支援を要望します。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> <p>設備整備の支援については、放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として実施しているところですが、引き続き、支援措置ができるよう取り組んでまいります。</p>
<p>【福井放送株式会社】</p>		

24	<p>全体</p> <p>1P I. 基本的な考え方 (2) (前半省略)なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p> <p>2P II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (1) 都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という。)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p> <p>2P 同 (4) 災害対策 AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、昨年来議論を重ね、当社も「賛同意見」を提出した「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」及び「V-Low帯域に関する周波数割当ての基本方針」に概ね沿ったものであり、大いに賛同します。</p> <p>この方針案の目的の一つである災害対策の観点においては、南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下型地震の発生が予測されている状況を鑑み、本制度整備案を確定させた後は、具体的な整備作業を迅速に進めていくことを要望します。</p> <p>AMラジオは災害時における国民の生命と財産を守る使命がありますが、そのFM補完局の開設は、多額の設備投資を伴うものであり、経済合理性に適うものでなければなりません。今後の制度整備にあたり、民放ラジオ事業者のコスト軽減への配慮を要望します。</p> <p>親局の主たるFM補完局又はその他のFM補完局の放送区域全域を当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれるように置局することは、①送信所の場所が異なる、②電波の伝搬特性の違いがあるために非常に困難です。よって、含まれない場合を認める方針案に賛同します。</p> <p>まず、「都市型難聴」の要因を「ビル等の建築物そのものによる放送の遮へい」や「鉄筋コンクリート建造物による電界強度の低下」に加えて「電子機器類からの電気雑音の影響」の3要因であることを明確にしている点を高く評価します。</p> <p>この「都市型難聴」をAM放送環境のみで解消することはほぼ不可能と言ってよく、その対策としてFM補完局は抜本的な解消策であると考えます。</p> <p>AMラジオは19年前の「阪神・淡路大震災」、3年前の「東日本大震災」とともにラジオの役割や存在が高く評価された一方で、多くのAMラジオの親局が低地、水辺に立地していることから、津波や洪水といった自然災害による被害を受ける危険性のある場所にあります。そうした場所を「放送被害懸念地域」と規定されたことを評価します。</p> <p>さらに、その危険性を回避する策としてFM補完局の開設目的に「災害対策」を盛り込んだことは、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間とりまとめ」の考えに合致するものとして賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
----	---	--	---

<p>3P 2. FM補完局に割り当てる周波数 (前略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局について、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに、事業者の数の周波数を確保し、基幹放送用周波数使用計画において、周波数が公示されることは、弊社のFM補完局の開設を検討する上で、具体的な置局計画の策定が行えることから、賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>3P 同 (2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ-1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に沿った周波数の割り当てであり、賛同します。 また、90～95MHzのFM放送を受信可能なラジオ受信機が着実に普及することが必要であり、行政もラジオ事業者、受信機メーカー等とともに普及への取り組みを積極的に行うことを要望します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>3P 同 (3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p>	<p>FM補完局の開設において、90MHz超え95MHz以下の周波数では使用周波数の確保が困難な地域があることも想定されています。方針案は、開設目的を災害対策に限っているものの、中継局数が多く、その他補完用の帯域確保が困難な地域のAMラジオ局にとって有効な制度だと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>4P (4)周波数の使用期限について ① 上記(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の周波数について、基幹放送用周波数使用計画で公示後6年間の使用期限を設けることは、周波数の有効利用の観点から妥当だと考えます。 また、都市型難聴対策と同時に南海トラフを震源とする巨大地震への対策も兼ねて、FM補完局の開設を目指すAMラジオ事業者にとって、その時の経営状況下における設備投資計画に加え、放送区域が重なる既存FM局との調整の進捗状況により、具体的なスケジュールが整うこととなります。従って、原則として周波数の使用期限を定めることは必要と考えますが、柔軟な運用を期待します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 コミュニティ放送の新規開設要望等も多いことが考えられるため、90MHz超え95MHz以下において公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は未使用の周波数を削除することとしています。</p>

<p>4P</p> <p><b>3. FM補完局の空中線電力</b></p> <p>(1)親局の主たるFM補完局</p> <p>親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号(放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件)(以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。</p> <p>なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力算定基準を、難聴地域でのFM法定電界強度確保に必要な最小値とすることは妥当だと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>4-5P</p> <p><b>Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改正方針</b></p> <p>(前略)FM補完局に対する円滑な免許付与を行う観点から、FM補完局の免許申請における添付資料の作成方法や審査における留意事項等について、放送法関係審査基準等の規定の整備を行うこととする。</p>	<p>災害対策の観点から一日も早い制度整備の実現が求められている状況で、「円滑な免許付与のために、免許申請時の添付資料の作成方法や審査における留意事項等について、放送法関係審査基準等の規定の整備を行うこと」は必要な施策であり、迅速な整備を要望します。</p>	<p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>
<p>5P</p> <p><b>1. 免許付与の形態</b></p> <p>(1)親局の主たるFM補完局の免許申請の場合</p> <p>親局の主たるFM補完局に割当可能な周波数については、本方針に基づいて基幹放送用周波数使用計画の変更を行い、当該計画に基づき総務省情報流通行政局において周波数の割当てを判断することとする。(申請先は従来どおり各総合通信局等とする。)</p>	<p>「総務省情報流通行政局において周波数の割当てを判断する」という考え方は、迅速なFM補完局の開設につながるものと考え、賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>5P</p> <p><b>2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定</b></p> <p>FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。</p>	<p>難聴の実態を表す上で、その状況を示す資料を添付することは当然のことと考え、賛同します。</p> <p>また、その基本となる「放送法関係審査基準」の迅速な整備を要望します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>

<p>5-6P 3. 災害対策FM補完局の対象地域 (前略) (1) AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 (以下略)</p>	<p>津波の到達地域や浸水の深さの予測は、国や地方自治体によって異なるデータが示されているケースがあるので、いずれかに該当することで対象地域とすることを要望します。 また、放送設備がその地域に含まれていなくても、非常電源用燃料を確保するために利用する周辺の幹線道路が大きな被害を受けると想定されている場合には、電源確保が難しくなり、継続して放送することができなくなるリスクがあることから、対象地域と同等とみなすことを要望します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>6P 同 (2) 放送対象地域の沿岸の大部分において高い津波等の被害が予想される場合は、上記(1)の方針に加えて、当該地域内に限り災害対策を開設目的とするFM補完局の免許申請を認めることとする。</p>	<p>近い将来起こると予想される南海トラフを震源とする巨大地震による大津波が太平洋側の沿岸部を襲うと考えられていることから、この方針案は「放送ネットワークの強靱化」の考えに沿うものとして高く評価します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>6P 4. FM補完局から既存局等への妨害排除 FM補完局の免許申請にあたり、「基幹放送局の開設の根本的基準」(昭和25年電波監理委員会規則第21号)(以下「根本基準」という。)第8条の既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者(日本放送協会、放送大学学園及び外国語放送を行う者を含む。以下この項において同じ)との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮し調整すること、さらに、親局の主たるFM補完局についてはその結果資料を申請時に添付することは、技術面において当然必要なことと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>6-7P IV. 受信障害等への対応 FM補完局を開設する者は、有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害、及びFMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための措置を適切に実施しなければならない。</p>	<p>FM補完局の開設にあたって、受信障害を防止すること、障害がある場合はそれを解消することは当然必要なことであり、賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

	<p>7P 同 また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。</p>	<p>今回、新たに利用できるようになった90MHz以上108MHz以下の帯域は、テレビの地上デジタル放送への移行によって生まれた貴重な電波を利用するものであり、有効利用の目的からもFM補完局を開設するAMラジオ事業者とV-Lowマルチメディア放送局を開設する事業者は協力して、これら障害を防止し、又は解消を図ることは当然であり、この方針案に賛同します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
25	<p>全体</p>	<p>【株式会社毎日放送】 今回示された「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、既に公表されている「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ」において提言された事項、すなわち、「難聴対策、災害対策としての放送ネットワークの強靱化」のため、AMラジオ放送について従来外国波混信に限定されていたFM波の利用を可能とするものです。これは、現在のAMラジオの抱えている課題を解決するための方策として、大いに賛同いたします。 ラジオは、東日本大震災において「ファーストインフォーマー(第一情報提供者)」として、いち早く災害情報を地域住民へ提供し、地域住民の方々の安全・安心を確保する重要な役割を果たしました。今回示された基本方針(案)によって放送ネットワークの強靱化が実現されることは、ラジオが、今後も、国民生活に欠かすことのできないメディアであり続けるために必要不可欠なことであると考えます。 また今後、本制度整備基本方針(案)を確定させた後の、具体的な制度整備にあたっては、規定の緩和、手続きの簡素化などを可能な限り検討し、ラジオ事業者の負担軽減に配慮していただくようお願いいたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	<p>P2 II-1. 一(1)都市型難聴対策 屋内外における電界強度の低下や・・・</p>	<p>都市型難聴の定義として、屋外のみならず屋内の「電界強度低下」や「電気雑音の影響」等によるものを含めて定義されたことに関し、高く評価します。コンクリートの建物内の居室内では中波ラジオの電波は大きく減衰して届きにくく、さらに年々増加する電子機器による電気雑音の影響もあって、マンションなどの室内における中波ラジオの受信環境は、(屋外の電界強度が問題ない地域であっても)必ずしも良好とはいえない状態となっています。中波の補完としてFM波を活用することにより、多くの方々にラジオの受信機会を供与できるものと考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。 なお、都市型難聴地域を特定するために、まずは屋外で電界強度の不足地点や電気雑音等の障害発生地点を調査していただく必要があります。</p>
	<p>P3 II-2. 民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数・・・</p>	<p>AMラジオ事業者がFM補完中継局を設備するかどうか、各社の経営方針により異なることですが、本件の制度整備が行われ、それらを勘案した後に経営方針決定がなされるものと思われま。また、難聴の状況調査などに相応の調査費用、調査期間が必要となることも考えられ、当初から「民放AMラジオ局の放送対象地域ごとに一の周波数を確保する」ことでラジオ事業者がFM中継局設置の判断や調査結果の検討等を十分に行うことができるようになるため、この方策に賛同いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>			

<p>全体</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、既に公表され弊社も「賛同意見」を提出した「放送ネットワークの強化に関する検討会 中間とりまとめ」及び、「V-Low帯域に関する周波数割当ての基本方針」に概ね沿ったものであり、さらに「AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局に係る使用周波数の放送対象地域ごとの確保と公表」「同使用周波数の6年間の使用期限」「条件付きながら90MHz以下の帯域での災害対策としての補完局置局」など、弊社がかねてより要望してきた項目が具体案として盛り込まれていることから、大いに賛同評価したい。          今後は、昨年末に内閣府より発表された「首都直下型地震による甚大な被害対策」と、その対策の一つの基本となる「首都圏都心部、及びその周辺の人口密集地域に於ける深刻なAM放送の難聴対策」に対応するためにも、本制度整備案を確定させた後の、具体的なさらなる制度整備を早急に行って頂きたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。          FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>
<p>P.1          I. 基本的な考え方          (2)本方針において、「FM補完局」とは、Ⅱ-1の開設目的のために開設されるAMラジオ放送によるFM方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴(都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴)対策や災害対策のために整備される中継局とし、①全国のAMラジオ放送事業者の難聴や災害被害の可能性の実態、②FM周波数の有限希少性を踏まえ、周波数の有効利用の観点を検討しつつ整備を進めることが必要である。          なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>今回のFM補完局(親局補完、又は中継局補完)の放送区域全域を、当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に完全に包含されるように置局することは、周波数の違いによる電波伝搬特性の違いや、送信点の位置が異なる等の理由から必ずしも実現可能とは言いつれないことから、この状況に柔軟に対応する本案を評価賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.1          (4)本方針において「難聴」とは、(中略)AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。</p>	<p>今回、AMラジオ放送の「難聴」の定義を明確化したことは、今後の制度整備に大きく貢献するものと考えられることからこれを評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P.2 II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 ラジオ放送の受信環境の改善等を図る観点から、以下の目的で開設されるFM補完局の開設を認めることとする。 (1)都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という。)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p>	<p>これまで難聴の定義が「屋外での電界強度」のみを基準にしたものであったのに対し、今回、特に屋内におけるAMラジオ放送の受信環境悪化の要因として考えられてきた「建築物の堅牢化による屋内電界強度の低下」ならびに「電子機器類からの電気雑音の影響」を明示して「都市型難聴」を新たに定義したことは、今後これに対策を講じていく上で非常に意義深いことであり大いに評価する。 さらに、今回その対策を目的とするFM補完局の開設が認められるということは、国民により多くラジオ放送の受信機会を供与することに繋がることから、大いに賛同するものである。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.2 (3)地理的・地形的難聴対策 「地理的・地形的難聴」とは、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害又は地理的原因による受信障害 ※(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害をいう。)によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「地理的・地形的難聴地域」という。)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。  ※ 例えば、AMラジオ放送の別々の送信所(同一周波数の親局と中継局等)からの放送波の電界強度がほぼ等しくなる地理的条件にある地域で発生する受信障害を想定。</p>	<p>AMラジオ放送の送信システムにおいて多数導入されている精密同一周波数放送(同期放送)システムが抱える「地理的原因による受信障害」への対策として、FM補完局の開設が認められることは、聴取者へのサービスの向上につながることから、大いに賛同するものである。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.2 (4)災害対策 AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備」の最大の目的は、東日本大震災で、その役割・存在が高く評価された一方で津波や洪水といった災害に対する脆弱性が指摘された「AMラジオの放送ネットワークの強靱化」であることから、その目的達成のためのFM補完局の開設目的として「災害対策」を明確化し、さらに「放送被害懸念地域」という概念を明記したことは高く評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.3 2. FM補完局に割り当てる周波数 (前略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p>	<p>従来の「V-Low帯域に関する周波数割当ての基本方針」にある「親局の放送区域の一部を補完するもので空中線電力が大きいものを「AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下「親局の主たるFM補完局」という。))と明確化し、さらに当該補完局の周波数についても「民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保する」としていることは、免許について別途条件はあるものの、弊社がかねてより要望してきた、地域の実状にあった効率的、且つ相応の出力を兼ね備えた「親局補完局」の置局実現を可能とするものと理解、評価賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P.3 (2) 90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ-1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>「親局の主たるFM補完局」の空中線電力は最大で当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力と同等になる可能性があるため、既存局等への妨害排除の観点から、超短波放送における新たな帯域である90MHz超え95MHz以下の周波数を割り当てることに賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.3 (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p>	<p>FM補完局の開設において、地域によっては、90MHz超え95MHz以下の周波数では既に行われた「意見募集」での提出意見にあるように、外国波混信により使用周波数の確保が困難な状況が想定されている。本案は、開設目的を災害対策に限ってはいるものの、当該周波数での新たな外国波混信対策のためにも有効な制度であり評価する。なお、その空中線電力については、「原則として100W以下」としているが、地域の状況に応じた柔軟な対応を要望したい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>P.4 (4) 周波数の使用期限について ① 上記(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>弊社としては、悪化の一途を辿る都市型難聴への対策、又、いつ起きても不思議はないとされる首都直下型地震対策として、一日も早いFM補完局の円滑な整備実現を強く望んでいる。 一方で、その整備の時期は、地域の難聴等の状況、事業者の経営状況、さらには、今後の「ラジオ事業の経営面での強靱化」の議論検討及びその具体的な進捗状況によって前後すると想定されることから、「公示後6年間の周波数の使用期限」を設けることは、これらの様々な状況を踏まえた上での柔軟な考え方であることから高く評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.4 <u>3. FM補完局の空中線電力</u> (1) 親局の主たるFM補完局 親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号(放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件)(以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>「都市型難聴対策」「災害対策」を目的とした「親局補完中継局」の空中線電力に関しては、広域放送局の弊社にあっても、県域FMラジオ放送の「現行の周波数使用計画」に定められている以上の出力を要望するのではなく、首都圏中心部及びその周辺地域に点在する人口密集エリアの難聴対策を目的として、現行に規定されているFMラジオ放送の法定電界強度を得るために必要な「弊社と同放送対象地域の県域FMラジオ放送の親局の空中線電力と同レベルの空中線電力」を要望していることから本案に賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P.4-5 Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改訂方針 (前略)FM補完局に対する円滑な免許付与を行う観点から、FM補完局の免許申請における添付資料の作成方法や審査における留意事項等について、放送法関係審査基準等の規定の整備を行うこととする。</p>	<p>「FM補完局」について、弊社としては一日も早い整備実現を望んでいることから、「円滑な免許付与のために、免許申請時の添付資料の作成方法や審査における留意事項等について、放送法関係審査基準等の規定の整備を行うこととする」本案に賛同する。 加えて、本制度整備案確定後の早急な作業を要望する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>
<p>P.5 1. 免許付与の形態 (1) 親局の主たるFM補完局の免許申請の場合 親局の主たるFM補完局に割当可能な周波数については、本方針に基づいて基幹放送用周波数使用計画の変更を行い、当該計画に基づき総務省情報流通行政局において周波数の割当てを判断することとする。(申請先は従来どおり各総合通信局等とする。)</p>	<p>免許付与について別途条件はあるものの、「基幹放送用周波数使用計画の変更を行い、当該計画に基づき総務省情報流通行政局において周波数の割当てを判断する」という考え方は、弊社がかねてより要望してきた、地域の実状にあった効率的、且つ相応の出力を兼ね備えた「親局の主たるFM補完局」の置局実現を可能とするものと理解、評価賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.5 2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定 FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。</p>	<p>国民の多大な負担、既存テレビ事業者の負担労力を強いて利用可能となったV-Low帯域周波数を活用してのFM補完局置局実現であることから、免許申請に当たり、難聴の状況を示す資料を添付することとする本案に賛同するとともに、その基本となる「放送法関係審査基準」の一日も早い制度整備を要望する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>
<p>P.5-6 3. 災害対策FM補完局の対象地域 (前略) (1) AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 (中略) ② 河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)内にあり、洪水による被害が想定されている地域</p>	<p>災害対策FM補完局の対象地域として「河川敷内又は水防法に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)内にあり、洪水による被害が想定されている地域」とあるが、ここにある「河川敷」の具体的な規定の明示、また「被害が想定されている地域」は、「何人の想定によるか」を明確に提示することを要望する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行う際に検討してまいります。</p>
<p>P.6 (2) 放送対象地域の沿岸の大部分において高い津波等の被害が予想される場合は、上記(1)の方針に加えて、当該地域内に限り災害対策を開設目的とするFM補完局の免許申請を認めることとする。</p>	<p>本案は、近い将来起こると予想される東南海地震による東海、近畿、四国の一部県域沿岸部の全域に於ける「ラジオ放送ネットワークの強靱化」を目的とした柔軟な対応であり、賛同評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P.6 4. FM補完局から既存局等への妨害排除 FM補完局の免許申請にあたり、「基幹放送局の開設の根本的基準」(昭和25年電波監理委員会規則第21号)(以下「根本基準」という。)第8条の既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者(日本放送協会、放送大学学園及び外国語放送を行う者を含む。以下この項において同じ)との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求められることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>AMラジオ放送局によるFM補完局の免許申請にあたり、既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮し調整すること、さらに、親局の主たるFM補完局についてはその結果資料を申請時に添付することは妥当であり賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.6-7 IV. 受信障害等への対応 FM補完局を開設する者は、有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害、及びFMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための措置を適切に実施しなければならない。</p>	<p>AMラジオ放送局によるFM補完局の開設にあたって、同周波数帯を使用する既存放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための適切な措置の実施を義務付けることは妥当であり賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P.7 また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。</p>	<p>今回、90MHz超え108MHz以下の狭い帯域をアナログ方式FM放送とデジタル方式V-Lowマルチメディア放送で共用することは、これまで経験のない周波数の利用方法であることから、既存FM放送の受信に際して想定し得ない障害を起こす可能性も否定できない。従って、双方は互いの目的を尊重しながら協力して、これら障害を防止し、又は解消を図ることは当然のことであり、賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>その他</p>	<p>「90MHz超え95MHz以下の周波数」を使用したFM方式中継局の運用にあたっては、現在市販されている受信機は当該周波数帯に対応していない場合が多いことから、その受信端末の普及に関して、対応型への早急な機種変更や既存ラジオ受信機(海外・国内共通仕様等)のプログラム改修など、ラジオ受信機メーカーや自動車業界と連携して取り組むべき課題が多くあると考える。 民放自身による最大限の努力を前提とした上で、行政はラジオ事業者とともに受信機メーカー等意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うとともに、災害時対応として公的機関への受信機の配布、備蓄を進めるなど、可能な限りすみやかな受信機普及に力を尽くしていただきたい。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>【株式会社ニッポン放送】</p>		

27	<p>全体</p>	<p>この度の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」については、基本賛同支持いたします。      今後想定される東京直下型地震、東海東南海地震などの大地震や、今般の激しい気象変動ともなう洪水など自然災害への強靱化策として、国民に向けて必要となる情報を、確実に届けるためにも、一刻も早く、難聴を改善することが求められています。      本制度整備後の速やかな制度化を強く望みます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。      FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>
	<p>I. 基本的な考え方      (4) 本方針において、「難聴」とは、(中略)状態を指すこととする。      II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針      1. FM補完局の開設目的      (1) 都市型難聴対策</p>	<p>「難聴」に関する考え方については基本賛同いたします。      都市型難聴について細かく見ていくと、マンションや鉄筋などの近年の建物の構造から、AMラジオ放送において、屋内における電界強度の減衰は特に大きいものとなっており、屋外では十分に法定電界強度を満たしているながら、屋内では難聴となっているケースが多く報告されています。      更に電気雑音の影響の中でも、宅内の電気機器から発せられるノイズにより、AMラジオが聞こえにくくなっているケースが多く、やはり屋内受信での難聴が特に問題になっていると考えます。      この度の方針案の中で、「難聴」の定義として「屋内受信」における都市型難聴についても考慮いただいていることは、非常に意味があることと考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針      2. FM補完局に割り当てる周波数      3. FM補完局の空中線電力      当該AM放送の放送対象地域における、県域FMラジオ放送の親局の空中線電力以下とする。</p>	<p>基幹放送用周波数使用計画の策定に当たっては、近隣諸国からのスポラディックE層による同一周波数波の到来に十分配慮したものとなるよう要望いたします。      弊社は、広域局の免許を受けた中波放送事業者ではありますが、空中線電力の規定に関しては、FM周波数の有限希少性を踏まえ、周波数の有効利用の観点から考慮した上で定めるとの主旨を理解し、基本賛同をいたします。      今後の空中線電力の割り当ての際には、都市難聴の解消や、災害時に有用なFM補完局となるための十分な電力の割り当てと、更には経営効率的に有効な中継局設置となるように、チャンネルプランの検討をお願いいたします。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定しますが、各放送事業者においても開設の検討をする際にその検証をお願いします。      主たるFM補完局は、90MHz超え95MHz以下の5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、本方針案の空中線電力等の条件を満たすことが求められます。</p>
	<p>III. 放送法関係審査基準等の改正方針      2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定      「放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。」</p>	<p>都市型難聴では、電波が高層ビル等にさえぎられ、法定電界強度に達していないケースや、屋外で十分な電界強度があったとしても、宅内またはビル内に入ることにより電界の減衰が生じ、更に宅内において、電気機器等による雑音の影響を受け、聞こえにくくなるケースなど、受信場所や周囲の環境により、都市難聴の状況は一様ではありません。      このため難聴状態の調査においては、様々なパターンの検討が必要と考えられ、更にマンション各戸の調査等は現実的に難しいことも想像できます。従って審査基準の策定に当たっては、現実的に調査可能な範囲でのデータ提出であるとともに、免許申請上の手続きにおいては、申請事業者の過度な負担とならないよう配慮いただくことを要望します。</p>	<p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>

4. FM補完局から既存局への妨害排除	<p>FM補完局を設置する事業者は、FM補完局の設置にあたって、既存のシステムに影響を与えないよう十分な事前の検討と対策が不可欠であると認識しております。</p> <p>事業者間の妨害排除に関する検討に対しては、これまでの混信妨害発生に関する知見や技術的なデータの提供など、行政サイドからの協力を強く望むものであります。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>その他 FM受信機の普及について</p>	<p>災害時に必要な情報を国民に提供するためには、送信側の強靱化とともに、受信側の対策を図ることも極めて重要であります。</p> <p>90-95MHz帯域に対応したFM受信機は、ポケット型ラジオなど一部普及はしているものの、車載のFM受信機は、ほとんどが90MHzまでしか受信できない仕様になっています。</p> <p>災害時にドライバーに必要な情報を提供するためには速やかに、95MHzまでFMが受かる受信機への対応が不可欠であります。</p> <p>受信機メーカーや自動車業界等への情報周知など積極的な働きかけを、出来る限り早期に官民一体で行うことが、必要であると考えます。</p> <p>また、これまでの経験から、いざと言うときに、ラジオから必要な情報を受け取ってもらうためには、日ごろからラジオを聴く習慣を持ってもらうことが必要であります。電池で駆動でき、停電時でも確実に情報を受けることが出来るラジオ受信機を、各家庭に配備する取り組みなど、ラジオの受信機普及への施策についても、官民一体で行うことが必要であると考えます。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>その他 ラジオ事業者のコスト負担の軽減について</p>	<p>売上げの減少傾向に歯止めがかからないラジオ業界が、災害時の情報提供を確実にするための強靱化策を実行するにあたり、行政には、関係規定の緩和や弾力的な運用、免許手続きの簡素化などAMとFM補完局の二重運用を支援する施策について、格段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>
【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】		
<p>全般</p> <p>28</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」は、総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」において提言された、難聴対策、災害対策としてのFM波の利用を具体化しようとするものであり、これまで外国波混信対策に限定されていたFM波の利用をより広げて、ラジオ放送の役割を強化するものとして、大いに賛同評価する。</p> <p>特に災害対策は猶予が許されず、当社のラジオ親局が位置する富山平野の海岸に近い地域においても液状化の危険性が指摘され、対策の必要性を強く感じていたところである。今後はすみやかにFM利用が行えるように、具体的な制度整備を早急に行っていただきたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>

<p>2ページ</p> <p>1. FM補完局の開設目的</p> <p>(1)都市型難聴対策</p> <p>(2)外国波混信対策</p> <p>(3)地理的・地形的難聴対策</p> <p>(4)災害対策</p>	<p>今回、FM補完局の開設目的を列挙してその内容を定義したことを評価する。</p> <p>(1)において、「屋内外における電界強度の低下」や「電子機器類からの電気雑音の影響等」を示して「都市型難聴」を新たに定義したことは、今後これに対策を講じていく上で意義深いことと考える。</p> <p>(3)において、AM同期放送による受信障害も対応が必要な受信障害として明記されたことを高く評価する。</p> <p>(4)において、今回の制度整備の最大の目的が災害に対する「AMラジオの放送ネットワークの強靱化」であることから、FM補完局の開設目的として「災害対策」を明確化し、さらに「災害被害懸念地域」という概念を明記したことを高く評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>3ページ</p> <p>2. FM補完局に割り当てる周波数</p>	<p>「周波数割当てに関する基本的方針」を踏まえ、より具体的な形で、民放AMラジオ放送の放送対象地域を基本にした本基本的方針(案)が示されたことは、「AMラジオ放送のネットワークの強靱化」のための置局を実現するものであり、高く評価する。さらに地域の状況に合わせて個別に対応していることも、現実的かつ必要なことであり、極めて妥当であると考え。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>3ページ</p> <p>同上</p> <p>(3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>災害対策を開設目的とする特例として、90MHz以下の周波数の使用を認めていることを高く評価する。</p> <p>90MHz超え95MHz以下の周波数は外国波混信により使用周波数の確保が困難な場合があり、また受信機の普及が特に大都市圏以外では問題が大きいので、この特例は非常に現実に即したものであると考える。</p> <p>空中線電力については「原則として100W以下」としているが、こちらも地域の状況に応じた現実的な対応が必要であると考え。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>4ページ</p> <p>3. FM補完局の空中線電力</p> <p>(1)親局の主たるFM補完局</p> <p>(2)その他のFM補完局</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力について、現行のFMラジオ放送の法定電界強度を確保するための規定によることは尤もであり、高く評価する。</p> <p>その他のFM補完局については、「原則として100W以下」としながらも、現行の規定により法定電界強度を確保するとしていることは道理に適い、極めて妥当であると考え。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>その他</p> <p>(受信環境の整備について)</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数では受信機の普及が十分ではないので、ラジオ放送が災害時においても迅速かつ正確な情報提供を行うという役割を果たすためには、受信環境の整備も欠かすことは出来ない。これについても政策として進めていただきたい。</p> <p>特に大都市圏以外では車でのラジオ聴取が一般的だが、カーラジオの周波数対応が今後大きな課題になると考えられる。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>【北日本放送株式会社】</p>		

29	全般	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」は、当社も賛同意見を提出しました「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ」及び、「V-Low帯域に関する周波数割当ての基本方針」に概ね沿ったものであり、当社のこれまでの要望の多くが具体的に組み込まれたものとして高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	その他	<p>今後は、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」の41ページ、3自治体との連携強化の項にあります「コミュニティ放送がない地域においても、市町村が要望する場合に、一定の条件の下で、県域ラジオ放送事業者が、その一部の中継局のみを活用することにより、市町村やNPO等の協力を得て、当該市町村の住民への地域情報等を提供することは、地域社会のニーズに応えるという点で有意義である」との記載事項を実現するための具体的な制度整備を早急に行って頂けるよう要望いたします。</p> <p>また、上記項目と重複しますが、「強靱化に係る周波数の割り当て制度整備に関する基本方針案に対する意見書」で提出させて頂きました下記の2項目につきましては、地理的・地形的難聴地域の災害・防災対策として必ずや効果を発揮するものと考えますので、今回のFM中継局に関する制度整備に合わせて、是非とも実現に向けての道筋を早急にお示し頂けますよう要望いたします。</p> <p>1) ケーブルテレビなどの回線を使用したFM放送のギャップファイラー開局について、簡易な手続きで開局できる制度整備を希望します。</p> <p>2) 受信障害対策中継局は、基本事項の中で「地上基幹放送事業者が放送している全ての放送番組に変更を加えないで同時再放送するもので、独自の放送を行う事はできない」と条件が付されていますが、災害発生等緊急時には市町村等が独自に自治体情報を住民に提供できる割込み可能な受信障害対策中継局を設置できるよう要望します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p> <p>ケーブルテレビ等の回線を使用したFM放送のギャップファイラーについては、来年度から技術的条件を検討していく予定です。</p>
30	全体	<p style="text-align: center;">【株式会社ラジオ福島】</p> <p>「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」に賛同する。今回の方針はAMラジオ放送の難聴対策、災害対策のためにFM補完局の開設を認めるものであり、「ファーストインフォーマー」として地域の安全・安心を確保する重要な役割を果たすAMラジオの機能強化を実現するものとして評価する。難聴については「I. 基本的な考え方(4)」において明確な定義が示され、FM補完局の開設目的が、「都市型難聴対策」「外国波混信対策」「地理的・地形的難聴対策」と具体的に明示されていることは、AMラジオ放送が抱える脆弱性を解決する具体的道筋を示したものとして評価できる。また、災害対策についてもFM補完局の開設目的として明示されるとともに、特例として100W以下とはいえ90MHz以下の周波数が認められたことは、放送ネットワーク全体の強靱化に資するものとして賛同したい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

	(2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ－1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。	今回整備される制度において、AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局に割り当てられる周波数は「90MHz超え95MHz以下」であり、受信機を持っている聴取者は一部に限られている。喫緊の課題とされる南海トラフ巨大地震発生時に受信機が普及していない場合は、地域住民の安全・安心が確保されない懸念がある。当然、ラジオ事業者は受信機普及に努力すべきだが、行政も国民の安全・安心を支える観点から受信機普及に尽力することを要望する。	90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。
		【株式会社CBCラジオ】	
31	I. 基本的な考え方	AMラジオ局のFM波利用を、難聴対策や災害対策にも広げることは、災害時の情報伝達に有益であることから、この方針に賛成いたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的	AMラジオ局のFM補完局の開設目的を、地理的・地形的難聴対策にも認めることは、難聴解消に有効であることから、この方針に賛成いたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 「親局の主たるFM補完局については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数を確保することとし～」	主たる補完局について、あらかじめ周波数を確保しておくことは、主たる補完局について検討が遅れていた局でも、今後の検討が可能となることから、この方針に賛成いたします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力	FM補完局の空中線電力については、平成23年総務省告示第285号(昭和43年郵政省告示第535号)の法定電界強度は、その後の都市化等で状況が大きく変化している地域があることを考慮し、「必要最小」について柔軟な判断を希望いたします。	いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。 主たるFM補完局は、90MHz超え95MHz以下の5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、現行の法定電界強度をもとに判断することを考えています。
	III. 放送法関係審査基準等の改正方針 2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定	難聴地域を特定するための資料の提出は必要であるという認識ですので、この方針に賛成いたします。資料の内容につきましては、実態に沿うよう、ご配慮をお願いします。	本方針案に賛成する御意見として承ります。
		【株式会社アイビージー岩手放送】	

2頁

## 1. FM補完局の開設目的

- (1) 都市型難聴対策  
 (3) 地理的・地形的難聴対策  
 (4) 災害対策

・25年7月公表の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」で「現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当」と提言されたことを受け、今回の「基本的方針(案)」では、従来からの外国波混信対策に加え、都市型難聴対策と地理的・地形的難聴対策、災害対策の3つの対策についても「FM補完局の開設を認める」と明記されました。南海トラフ巨大地震による大規模被害が想定される和歌山県の県域ラジオ局である当社としては、閣議決定された26年度政府予算案の「民放ラジオ難聴解消支援事業」などを活用して地理的・地形的難聴対策、都市型難聴対策として、整備していく方針ですが、難聴対策だけでなく災害対策がFM補完局として認定されたことは、今後の施設整備について大きな意義があると考えます。これで、当社をはじめとするAMラジオ社は、「FMの活用」という新たなツールを手にし、大規模災害等が発生しても県民のための放送を継続することが可能になります。将来にわたってラジオからリスナーにわくわくするような放送を届けることができると考えます。

本方針案に賛成する御意見として承ります。

また、今回の「制度整備の基本的方針(案)」の内容とは直接かかわりませんが、当社のFM補完局の整備について「補助率」問題で要望をいたします。ローカルのラジオ局としましては、親局の主たるFM補完局を整備する場合、県庁所在地ということから都市型難聴対策による整備が該当する、とうかがっております。しかし、この場合の補助率は、1/2となるようです。もちろん、和歌山市でも急激な都市化にともなって都市型難聴は現在でも多数ありますし、今後さらに増える傾向にあることは間違いありません。しかし、和歌山県のように山間部が大部分を占め、海岸線も長い地域では、県庁所在地の和歌山市といえども地理的・地形的難聴対策が必要な地域が多く点在しております。従って、県庁所在地の和歌山市に親局の主たるFM補完局を整備する当社の場合、地理的・地形的難聴対策として認めていただくか、都市難聴対策の補助率を地理的・地形的難聴対策と同様に2/3に引き上げていただけるような配慮をいただくなど、きめ細かい制度設計をお願い申し上げます。

いただいた御意見については、今後の検討の参考意見として承ります。

放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。

・25年11月の第999回電波監理審議会で、現行FM帯域(76-90MHz)で、外国波混信対策を拡張して地理的・地形的難聴対策にも同様な対策を可能にするよう諮問、審議の上で答申、制度化されました。90MHz以上についても、外国波対策、地理的・地形的難聴対策に加え、都市型難聴対策、災害対策について制度化されることを要望いたします。

本方針案に賛成する御意見として承ります。

<p>3頁 2. FM補完局に割り当てる周波数 (1) 90MHz以下の周波数</p>	<p>・和歌山放送は当初、南海トラフ巨大地震で最悪の場合、県民8万人が死亡するという想定に対応するため、「FM補完」に当たっては90MHz以下の周波数を希望しておりました。その理由は、和歌山県では農家の方々などのリスナーがラジオを聴きながら作業されているケースも多く、これに対応できるよう現在所有されているFMラジオ受信機で聴取できることが必要である、と考えていたからです。しかし、その後の総務省様との協議で、「親局の主たるFM補完局」で使用する周波数について、和歌山県に県域FMラジオ局として割り当てられている77.2MHzをはじめ、「空き波」と想定されていた数十波をシミュレーションした結果、いずれも他の放送局と混信などの恐れがあることが判明。「親局の補完局」としては断念することとなりました。しかし、「その他のFM補完局」については、90MHz以下の周波数を含めて検討させていただきたいと考えております。90MHz以下については、もともと近畿地区では逼迫しており、90MHzから95MHzについても厳しいと思われれます。90MHz以下についてもなんとか調整をお願いして、使用できるように要望いたします。</p>	<p>90MHz以下の周波数は、地理的・地形的難聴対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」に割り当てるのが可能です。また、災害対策に係る「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であって、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p>
<p>3頁 (2) 90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>・親局の主たるFM補完局、その他のFM補完局では、当社としてもこの周波数帯の使用を検討しております。調整をよろしく願いいたします。</p>	<p>FM補完局の開設にあたっては、都市型難聴地域、地理的・地形的難聴地域、外国波混信地域又は放送困難懸念地域が存在する必要があります。放送法関係審査基準等に規定されるこれらの地域の特定方法を踏まえて、各放送事業者で放送区域内において調査をお願いします。</p>
<p>3頁 (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>・FM補完局の開設目的として、従来の外国波混信対策に加え、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策を追加していただいたうえに、さらに特例として災害対策を開設目的としていただき、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合、90MHz以下の周波数の使用を認めていただきました。制度として災害対策が入ることは、将来にわたって整備していくことが可能となることであり、ラジオ事業者の強靱化には大変有効であると考え、賛同いたします。また、25年度補正予算案では、「地域ICT強靱化事業」として21.3億円が計上され、このうち、7億円規模の「災害放送実施体制の強化」が盛り込まれたことも、国民・県民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備や予備電源設備、津波対策等整備などの整備を行う民放ラジオ事業者にとっても、大変ありがたいことであります。ただ、さらにお願いをすることをお許し願えるならば、今回の「制度整備の基本的方針(案)」の内容とは直接かかわりませんがローカルのラジオ局としましては、1/3という補助率を個別のケース・事情によっては、さらに地理的・地形的難聴対策の2/3、のように引き上げていただけるような配慮をいただくなど、きめ細かい制度設計をお願い申し上げます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考意見として承ります。 放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p>

<p>4頁 3. FM補完局の空中線電力 (1)親局の主たるFM補完局</p>	<p>・「<u>「県域FMラジオ放送の親局の空中線電力以下</u>」と規定していただきました。県域FMラジオ放送と同程度の電力を認めていただいたことに、先ず、感謝申し上げます。さらに、和歌山県ではもともと県域FMラジオ放送局がありませんので、NHKのFM放送が参考になると考えます。技術等がとびぬけているNHK様とは、総務省近畿総合通信局様、和歌山県情報政策課様に仲介の労を取っていただき、現在、様々なことで協力をお願いして協議をしております。また、民間放送テレビ各社様、NTT様、関西電力様、移動体通信各社様などとも今後協議をさせていただきながら、今回のFM補完局の整備を進めてまいります。その際、空中線電力については、他社様にご迷惑をかける範囲で、最大限のものをいただけるよう宜しくお願い申し上げます。総務省様、近畿総合通信局様にはご迷惑をおかけいたしますが、調整等を宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>主たるFM補完局は、90MHz 超え 95MHz 以下の5MHz幅という制約の中で、全国の民放AM放送事業者を収容可能としておく必要があり、その空中線電力は、難聴対策等の目的を達成する必要最小のものとしております。</p>
<p>4頁 (2)その他のFM補完局</p>	<p>・「<u>「その他のFM補完局</u>」については、「原則として100W以下」「必要最小のもの」としていただいております。諸般の事情があり原則は尊重すべきことは論を待ちません。しかし、「<u>「強靱な放送ネットワーク</u>」の構築のためや防災上のため、さらには総事業費、ランニングコストなどの観点から放送波中継などを考えた場合、若干の幅をもたせていただければ解消するケースがあります。ご配慮をお願いいたします。具体的には、海岸線が長く、山間部が大部分を占める紀伊半島をネットワークするためには、特に本州最南端の串本中継局では、NHK様と同等の電力とすれば10Wとなるところですが、なんとか30Wをいただければ新宮中継局へ放送波中継が可能となり、防災上も大変効果があると考えます。何卒、よろしく願い申し上げます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考意見として承ります。</p>
<p>【株式会社和歌山放送】</p>		
<p>33 全般</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本の方針(案)」は、「<u>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会</u>の中間取りまとめ」を受け、ラジオの強靱化という観点からFM波を利用した多角的かつ具体的な制度整備の基本方針として示され</p> <p>ことを大いに評価する。今後も引き続き、災害対策をはじめとするこれらの整備が速やかに進み、一方で経営圧迫の要因とならないよう支援の継続、拡充も含めた制度整備を進めていただきたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>1ページ 1.基本的な考え方 (前半省略) なお、FM方式補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に、FM補完局の放送区域を完全に包含されるように置局することは実現可能とは言い切れないことから、この部分で柔軟な対応案であることを評価賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>2ページ 1.FM補完局の開設目的</p>	<p>外国波混信対策に加え、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策、災害対策をFM補完局開設の目的として定義したことを高く評価し、放送事業者のもつ責務を鑑みて国民により多くのラジオ放送の受信機会を供与することにつながる事と、安全安心の観点からも大いに賛同する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>3ページ 2. FM補完局に割り当てる周波数 (3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>周波数の割り当てに当たり、地域の実情に合わせて、規定にかかわらず個別に対応するとしたことは現実的な措置であると考え。また、今回の制度整備の大きな目的となっている災害対策を開設目的とする特例として、90MHz以下の周波数の使用を認めていることも大きく評価する。受信機の普及状況や受信機会の確保を踏まえ、圏域の周波数の使用状況を勘案した柔軟な対応をしていただきたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  災害対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であつて、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p>
<p>4ページ 同上 (4)周波数の使用期限について</p>	<p>補完局整備の時期は、地域の難聴等の状況、事業者の経営状況、さらには今後の「ラジオ事業の経営面での強靱化」の議論検討及びその具体的な進捗状況によって前後すると想定されることから、「基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間の使用期限」を設けることは、様々な状況を踏まえた上での柔軟な考え方であると評価する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>6～7ページ  IV.受信障害等への対応 (前半省略) また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。</p>	<p>受信障害等の「防止」、又は「解消」を図るために適切な措置を講じることは放送事業者として当然の義務であり、極めて妥当であると考え。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>その他</p>	<p>FM補完局に用いる周波数について、新たなFM帯(90MHz～95MHz)への割り当てを受けたときに、そのFM周波数帯域に対応する受信機の普及が課題となる。 災害対策を開設目的としている観点からも、これら新たなFM帯(90MHz～95MHz)が聴取可能な受信機の普及・流通の促進を官民協力して推進する必要があると考える。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>【株式会社山梨放送】</p>		

<p>34</p>	<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針  <u>2. FM補完局に割り当てる周波数</u>  (2) 90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>○ 都市型難聴対策および災害対策に係るFM補完局への周波数割り当てについて  「90MHz超え95MHz以下」の周波数の、AMラジオ放送の都市型難聴対策、災害対策に該当する親局の主たるFM補完局については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一つ、またはその地域の事業者の数の周波数を確保することとされています。  しかしながら、NHKが公共放送として、また災害対策基本法上の国の指定公共機関としての使命を果たすためには、都市型難聴対策および災害対策に係るFM補完局について、NHKも民放と同様の置局を行うことが可能となるような周波数の割り当てが行われることは必須であると考えていますので、強く要望します。  特に、非常災害時においては、NHKはラジオ第1放送で全国向けの緊急報道を行い、FM放送で県域向けの帰宅困難情報やライフライン情報を届ける体制を整えており、AMラジオ放送が受信しにくい状況においてもラジオ第1放送の情報がFM受信機で聴けるようになることは、国民の安心安全の点からも不可欠です。</p> <p>○ 関東、中京、近畿広域圏における割当周波数について  AMラジオ放送を補完するFM補完局の開設を可能とするにあたっては、FM周波数の有限希少性を踏まえつつも、その目的である都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策および災害対策が最大限に達成され、その効果が国民に最大限に還元されることが重要と考えます。  したがって、関東、中京、近畿の各広域圏のように多数のAMラジオ放送事業者が存在する地域において、これらの目的を達成するために必要な周波数が確保できない場合には、V-Lowマルチメディア放送に影響を及ぼさない範囲において、ガードバンドとしている「95MHz超え99MHz以下」の周波数の一部を親局の主たるFM補完局等に割り当てる必要があると考えます。</p>	<p>NHKのAM放送の電力は民放より大きく、また、FM放送を既に行っていることを踏まえ、AM放送の主たるFM補完局については、チャンネルプランにおいて民放のAMラジオ放送事業者に係る周波数を公示することとしています。  一方で、都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策、災害対策に係るその他のFM補完局については、その開設目的を満たす場合はNHKも開設することが可能となります。</p> <p>95MHz以上の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。</p>
	<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針  <u>2. FM補完局に割り当てる周波数</u>  (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例</p>	<p>○ 津波等の災害対策に係るFM方式の中継局への周波数割り当てについて  NHKは、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集」において、災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、空中線電力の小さい中継局については、他の目的の放送局への周波数割り当てに及ぼす影響が比較的小さいことから、90MHz以下の周波数の割り当ても可能となるよう措置されることを要望しました。  今回示された基本的方針(案)では、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合には、90MHz以下の周波数の使用を認めることとなっており、NHKについても、津波等による被害が想定される中波放送の中継局について、FM補完局による対策が可能となるものとして賛成します。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
	<p>【日本放送協会】</p>		

<p>2—(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>2—(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。</p> <p>この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国語混信対策及び地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、及び災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当でない、と考える。</p>	<p>災害対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であって、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p> <p>また、規程等の見直しについては、FM補完局の周波数の使用状況等を踏まえて、周波数の有効利用の促進等の観点から行うものです。</p>
<p>3—(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I、基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。</p> <p>よって、「FM補完局」空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>FM補完局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p> <p>本規定は、そのような場合においても県域FMラジオ放送の親局の空中線電力を超えてはならないという上限を定めたものです。</p>
<p>4. FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、整備が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものと考えます。また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>従来から、既存局等との妨害排除を行うため、潜在電界強度の調査結果や混信の可能性が高い場合には関係する放送事業者との調整の結果を示す資料を求めています。本方針案においても、従来と同様に、免許申請時には、これらの資料の提出を求めるとともに、潜在電界強度調査のみで妨害の有無が分かる場合もあることから、妨害排除の観点から必要な場合は調整の結果も求めることとします。</p> <p>一方で、主たるFM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者については、当該事業者との調整の結果を求めることにしています。</p> <p>調整の結果を示す資料に係る御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>【広島エフエム放送株式会社】</p>		

36	<p>Ⅱの2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例及び2-(4) 周波数の使用期限についての②</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度設備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度設備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保及び東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しており、新規にコミュニティFM放送が開設できない状況にあることなどを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>Ⅱの3-(1) 親局の主たるFM補完局: 「なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。」</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>Ⅲの4 FM補完局から既存局等への妨害排除:「当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査をするために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。」</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>【株式会社エフエム大阪】</p>		

37	<p>P3 2-(3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4)周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回の方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。</p> <p>また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当でない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3-(1)親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I.基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。</p> <p>よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p> <p>また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。</p> <p>また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
38	<p>4頁 3.FM補完局の空中線電力 (1)親局の主たるFM補完局</p>	<p>「親局の主たるFM補完局の空中線電力は、放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力以下とする」とありますが、FM補完局の空中線高が県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合には、十分な検証により空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じるようにお願いします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>6頁 4. FM補完局から既存局等への妨害排除</p>	<p>近畿では、90MHz以下の周波数においても89.9MHzまで使用していることもあり、90MHzを超えてFM補完局の周波数割当てを行う際には、混信障害が生じないように十分に配慮していただきたい。また、FM補完局から既存局への妨害排除についても、調整が円滑に進むよう行政としての指導をお願いします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 ご指摘については、方針案に示したとおり、FM補完局の免許申請に当たっては、既存局等への妨害排除のために、県域FM事業者との調整を行うことを求めています。</p>
【株式会社FM802】		
<p>39 P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHzを超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。 p4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHzを超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請に当たり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請に当たっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請に当たり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【三重エフエム放送株式会社】		

40	<p>P3 2- (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p> <p>p4 3- (1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p> <p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p> <p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p> <p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p> <p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
41	<p>P3 2- (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>

【株式会社エフエム愛媛】

	<p>P4 3-1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>p6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
42	<p>P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。 P4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	【株式会社エフエム長崎】		
	<p>P4 3-1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>

<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム香川】		
<p>43 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz 超え95MHz 以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W 以下とするが、90MHz 以下の周波数の使用を認めることとする。 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz 以下の周波数」及び(2)「90MHz 超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、新たな周波数の使用が規定された。 この方針において、「90MHz 以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz 以下の周波数の使用」が登場したことは違和感を感じる。 また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の所定の骨格をあいまいにする要素となるのではないか。 「90MHz 以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム福岡】		

44	<p>I. 基本的な考え方  (2)なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>「放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。」とありますが、これはFM補完局の置局により、新たなサービスエリアが生じることを意味する場合、制度整備の趣旨と不整合が生じることがないように当該AM放送局の放送区域に当然に含まれるべき区域が地形的要因などにより難聴地域となっている場合に限ることを明記すべきと考えます。</p>	<p>I.(2)において、FM補完局とは、AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局としておられるところ。なお書きは、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合がありうることを踏まえたものです。</p>
	<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針  3. FM補完局の空中線電力  (1)親局の主たるFM補完局  親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号(放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件)(以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。  なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>AMラジオ局のインフラ強靱化により、既存FMラジオ放送事業者の脆弱化、経営破綻を引き起こすものであってはならないと考えます。  空中線電力の指定及び置局に際しては、各当該AMラジオ局が事前に自局の難聴エリアの実態を正確に把握するとともに、当該AMラジオ放送局の放送対象地域内における最も空中線電力の小さい県域FMラジオ放送親局の空中線電力以下とすべきであると考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  FM補完局の開設については、AM放送事業者が放送関係審査基準に定める調査方法により都市型難聴地域等を正確に把握し、空中線電力については当該地域についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとするにしています。  なお、主たるFM補完局については、当該FM補完局が開設される都道府県(AM放送の放送対象地域が関東、中京、近畿広域圏の場合は、それぞれ東京都、愛知県、大阪府)の県域FMラジオの親局の空中線電力を超えてはならないこととしています。</p>
	<p>III. 放送法関係審査基準の改正方針  4. FM補完局から既存局への妨害排除</p>	<p>送信所を開設する際、放送対象地域における県域FMラジオ放送への障害だけでなく、放送区域の一部が重なる周辺県域FMラジオ局に対しても事前説明、相談及び受信障害等の解消のために適切な措置をとる必要があることを明記すべきと考えます。</p>	<p>基幹放送局の開設の根本基準第8条において、既存局等への妨害排除が定められています。妨害の可能性があれば、放送区域の一部が重なる場合や放送対象地域が異なる場合においても、関係事業者との調整や妨害の排除を行うことを求めているところです。</p>
	<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針  「1. FM補完局の開設目的  (1)都市型難聴対策  「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。」</p>	<p>今回の基本的方針はAMラジオの補完に関する基本的方針(案)ですが、都市型難聴の定義はAMラジオ放送に限らず、FMラジオ放送についても同じと言えます。  このことを明らかにするため、AM・FMラジオ共に都市型難聴については同じ状況であることを注記などにより明記すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
【横浜エフエム放送株式会社】			

45	<p>P3 2- (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とする FM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数の使用制限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p> <hr/> <p>P4 3- (1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が、当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p> <hr/> <p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めていることがある。また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数が規定されました。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策及び地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回の方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めません。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となっているのではないかと考えます。「90MHz以下の周波数については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮しますと、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではないと考えます。</p> <hr/> <p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされています。よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最低限であるべきと考えます。本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考えます。</p> <hr/> <p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の審査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要であると思います。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出するべきものと考えます。また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望します。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p> <hr/> <p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p> <hr/> <p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエムラジオ新潟】			

<p>46</p>	<p>P3 2- (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz 超え95MHz 以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz 以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz 以下の周波数」及び(2)「90MHz 超え95MHz 以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz 以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz 以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz 以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3- (1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局より高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>【株式会社エフエム山陰】</p>		

47	<p>P3 2-(3)災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4)周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係わる規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。</p> <p>また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではないと考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I.基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局にあって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。</p> <p>よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p> <p>また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出するべきものとする。</p> <p>また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム沖縄】			

48	<p>P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係わる規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)を尊重願いたい。 具体的には「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において空中線電力が小さいものとされていた。 しかし、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることはです。 また、「規定等の見直し」が想定されているが、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではないと考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきと考える。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の空中線電力は、都市型難聴地域等についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p> <p>また、基幹放送局の開設の根本基準第8条において、既存局等への妨害排除が定められています。妨害の可能性があれば、コミュニティFM放送も含め、関係事業者との調整や妨害の排除を行うことを求めているところです。</p>
	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべきであり、必要な措置が講ぜられるよう要望する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>基幹放送局の開設の根本基準第8条において、既存局等への妨害排除が定められています。妨害の可能性があれば、コミュニティFM放送も含め、関係事業者との調整や妨害の排除を行うことを求めているところです。</p>
49	<p>P1 I. 基本的な考え方 (1)AMラジオ放送については・・</p>	<p>【富山エフエム放送株式会社】 本基本方針案の主旨は強靱化であることから、当方針により既存のFM放送事業者がそのFM補完局開設により経営破綻に陥らないような配慮が必要と考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の空中線電力は、都市型難聴地域等についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p>

<p>P1 I. 基本的な考え方 (2) 尚書き以降</p>	<p>「放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。」とありますが、FM補完局の置局場所によってはAM局の放送区域が広がる可能性があるため、放送区域が既存FM局の区域を越えない様、置局諸元を指定する必要がありますと考えます。</p>	<p>I.(2)において、FM補完局とは、AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局としておられるところ。なお書きは、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合がありうることを踏まえたものです。</p>
<p>P2 II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (1) 都市型難聴対策</p>	<p>「都市型難聴」のAM局の難聴を定義していますが、既存FM局でも同様に都市雑音による難聴があります。この場合の難聴改善対策も強靱化に主旨に合わせて対策すべきと考えます。</p>	<p>従来から既存FM局は90MHz以下において難聴対策のための中継局の置局は可能であり、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」に基づいて、85MHz超え90MHz以下のアナログテレビ放送とのガードバンドの周波数についても置局を可能とする制度整備を進めてまいります。</p>
<p>P3 II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 2. FM補完局に割り当てる周波数 (1) 90MHz以下の周波数</p>	<p>この帯域は既存のFMラジオ放送事業者が今後開設する難聴対策地域でも利用する可能性があります。FM補完局に割り当てる際には、既存のFMラジオ放送事業者の置局計画に影響のない範囲で使用可能な周波数を選別すべきです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>P4 II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 3. FM補完局の空中線電力</p>	<p>元来、AMとFMではその伝搬特性の違いにより現在でもAMが受信できFMが難聴という地域があります。この補完局を置局する場合、補完局だけが受信できるという矛盾する地域が何地域かでてくる可能性があります。したがって、空中線電力を規定する場合、一律に規定するのではなく、その地域に即した条件で県域FMラジオ放送の放送区域を越えないよう規定すべきと考えます。</p>	<p>I.(2)において、FM補完局とは、AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局としておられるところ。なお書きは、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合がありうることを踏まえたものです。</p>
<p>P6 III. 放送法関係審査基準等の改正方針 4. FM補完局から既存局等への妨害排除</p>	<p>放送区域が重なる県域FMラジオ放送事業者との調整に十分配慮することは当然必要なことと考えますが、同じ放送区域内のコミュニティFMについても同様の配慮が必要であり、障害が発生した場合は原因者が責任をもって対処することとすべきと考えます。</p>	<p>基幹放送局の開設の根本基準第8条において、既存局等への妨害排除が定められています。妨害の可能性があれば、コミュニティFM放送も含め、関係事業者との調整や妨害の排除を行うことを求めているところ。本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P6 IV. 受信障害等への対応</p>	<p>該当地域の免許人に対し事前に説明をした上で既設局に障害を与えないよう十分な置局検討をし、障害が発生した場合は原因者が責任をもって対処することとすべきと考えます。</p>	<p>ご指摘については、方針案に示したとおり、FM補完局の免許申請に当たっては、既存局等への妨害排除のために、県域FM事業者との調整を行うことを求めています。</p>
<p>【静岡エフエム放送株式会社】</p>		

50	<p>P3 2-(3) 災害対策を対策を開設目的とするFM補完局の特例災害対策を目的とするFM補完局のうち90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4) 周波数の使用期限についてFM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p> <p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p> <p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送地域と放送区域が異なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許事業者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p> <p>その他</p>	<p>「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワーク強化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によってAMラジオ放送の難聴対策の新たな周波数使用の規定がされましたが、その内容を拡大解釈するようなものと考えます。「90MHz以下の周波数」については、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、及び臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると安易に利用可能な周波数を認めるべきではないと考えます。</p> <p>上記のように安易に利用可能な周波数を認めるべきではないと思いますが、規定等の見直しにあたっては内容を広く開示することを望みます。</p> <p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされています。 当該地域の既存県域FMラジオ放送の空中線電力まで出力できると規定することはFM放送の親局と同等でしかありません。既存県域FM放送事業者からすると公平さに欠けると考えます。「FM補完局」については難聴対策や災害対策の目的で空中線電力は必要最低限とすべきであります。</p> <p>既存局への妨害排除についてはなおざりにされるべきではなく、十分な事前調査、情報開示、調整が必要不可欠であると考えます。そのためには相当な期間が必要であります。 基本的に既存局の了解がなければならぬことと、免許申請についてはそれらの資料が不可欠であると考えます。</p> <p>この制度整備案とは関係ありませんが、平成25年度補正予算において強靱化事業が示されておりますが、整備事業にあたってはAMラジオ・FMラジオにおいて分け隔てなく認めて頂きたいと考えます。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 FM補完局の空中線電力は、都市型難聴地域等についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。</p> <p>従来から、既存局等との妨害排除を行うため、潜在電界強度の調査結果や混信の可能性が高い場合には関係する放送事業者との調整の結果を示す資料を求めています。本方針案においても、従来と同様に、免許申請時には、これらの資料の提出を求めるとともに、潜在電界強度調査のみで妨害の有無が分かる場合もあることから、妨害排除の観点から必要な場合は調整の結果も求めることとします。 一方で、主たるFM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者については、当該事業者との調整の結果を求めることにしています。 調整の結果を示す資料に係る御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>平成25年度補正予算の予備送信設備等の整備に対する国庫補助においては、FMラジオ放送事業者も補助の対象となっております。</p>
【株式会社エフエム青森】			

51	<p>P3 2- (3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、平成25年9月27日に公表された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」で、新たな周波数の使用が規定され、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策において「空中線電力が小さいもの」とされました。しかし、今回の方針では「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用を認め」られ、「規定等の見直し」が想定されており、今までの制度整備の流れからすると、違和感をめぐえません。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存のFM放送事業者に対する混信保護や、災害発生時の臨時災害FM放送の周波数の確保などを考慮すると、安易な利用可能範囲の拡大は適当ではないと考えます。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3- (1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>今回の方針の「I. 基本的な考え方」(2)で、「FM補完局」は「AMラジオ放送によるFM方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴(都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴)対策や災害対策のために整備される中継局」とされています。 したがって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきで、この項目で「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を「当該地域のFMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定されてしまうと、民間ラジオ事業者間の公平な競争が損なわれる可能性について言及せざるを得ません。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者(日本放送協会、放送大学学園及び外国語放送を行う者を含む。以下この項において同じ)との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響がないよう、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠で、そのためには相当の期間を要します。そして、免許申請には、これらの資料を必ず提出すべきであると考えます。 また、「調整の結果を示す資料」について、より精度の高いものが設定されることを要望します。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
52	<p>I. 基本的な考え方 (2) 本方針において、「FM補完局」とは、II-1の開設目的のために開設されるAMラジオ放送によるFM方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴(都市型難聴、外国波混信、地理的・地形的難聴)対策や災害対策のために整備される中継局とし、①全国のAMラジオ放送事業者の難聴や災害被害の可能性の実態、(を考慮しつつ整備を進めることとする。)</p>	<p>難聴等の実態を正確に把握する必要性を感じます。 難聴等の対策としてFM補完局開設に反対するものではありませんが、FM補完局の置局は、既にAMラジオ放送が受信できているエリアも含まれてしまうと想定され、この様な場所は、単純に受信者の受信確率が2倍になると考えられ、既存県域FMラジオ事業者にとって、今後の経営の強靱化の妨げになりかねないため、難聴等エリアの正確な把握と同エリアをカバーする必要最小限の出力としていただきたいと思います。</p>	<p>【株式会社エフエム熊本】 本方針案に賛成する御意見として承ります。 FM補完局の開設については、AM放送事業者が放送関係審査基準に定める調査方法により都市型難聴地域等を正確に把握し、空中線電力については当該地域についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとするにしています。</p>

<p>②FM周波数の有限希少性を踏まえ、周波数の有効利用の観点から考慮しつつ整備を進める必要がある。</p>	<p>新規FMラジオ放送局、特に新規コミュニティFM局開設の妨げにならないような措置が必要と考えます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合があることを妨げるものではない。</p>	<p>エリア拡大を容認するものと受け取られかねない表現であり、そのようにならないよう置局、開設をすれば良く、記載不要と考えます。</p>	<p>I.(2)において、FM補完局とは、AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局としているところです。なお書きは、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に含まれない場合がありうることを踏まえたものです。</p>
<p>II. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針 1. FM補完局の開設目的 (1) 都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という。)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p>	<p>屋内外における電界強度がどの程度低下すると「都市型難聴」になるのかが不明であり、数値的な根拠および公平な測定方法が必要と考えます。またFMラジオ放送においても、屋内外における電界強度の低下はあり、「都市型難聴」はAMラジオ放送に限ったものではないと考えます。</p>	<p>I.(4)の規定のように、「中波放送を行う基幹放送局の地上電界強度を定める件」(平成23年総務省告示第284号)に規定するAMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点の分布をもとに、都市型難聴地域を判断することとしています。</p> <p>測定方法等、いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

<p>Ⅱ. 基幹放送用周波数使用計画の改正方針</p> <p>2. FM補完局に割り当てる周波数  &lt;省略&gt;  AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下「親局の主たるFM補完局」という。)については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p> <p>3. FM補完局の空中線電力  (1)親局の主たるFM補完局  親局の主たるFM補完局の空中線電力は、FM補完局の開設目的に応じ、原則として県庁所在都市における「都市型難聴地域」、「外国波混信地域」、「放送被害懸念地域」について、昭和43年郵政省告示第535号(放送局の開設の根本的基準第二条第七号の規定による超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値の件)(以下「昭和43年郵政省告示第535号」という。)に規定するFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとする。  なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>民放AMラジオ放送の放送対象地域において、難聴地域が広範囲に点在している場合、一つの周波数(送信所)で当該難聴地域の法定電界を確保するには、県域FMラジオ放送と同等の空中線電力が必要だと考えられますが、県域FMラジオ放送と同等の空中線電力のFM補完局の置局は、既存県域FMラジオ事業者に大きな経営的影響を与えかねません。AMラジオ放送のインフラの強靱化が、既存FMラジオ事業者の脆弱化に繋がってはならないものと考えます。</p> <p>関東地方の場合、AMラジオ放送の放送対象地域は広域圏であり、この地域には空中線電力に差のある県域FMラジオ放送の親局が複数ある事を踏まえ、当該AMラジオの放送対象地域内における最も空中線電力の小さい県域FMラジオ放送親局の空中線電力以下とすべきであると考えます。</p> <p>FM補完局開設により、既にAMラジオ放送が受信できているエリアでFM補完局が受信できるようになれば、単純に受信者の受信確率が2倍となり、既存県域FMラジオ事業者にとって、今後の経営の強靱化の妨げになりかねないため、空中線電力の指定に際しては、事前に十分な難聴エリアの実態を正確に把握し、同エリアをカバーする必要最小限の出力としていただきたいと思えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>FM補完局の開設については、AM放送事業者が放送関係審査基準に定める調査方法により都市型難聴地域等を正確に把握し、空中線電力については当該地域についてFMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとするにしています。</p> <p>なお、主たるFM補完局については、当該FM補完局が開設される都道府県(AM放送の放送対象地域が関東、中京、近畿広域圏の場合は、それぞれ東京都、愛知県、大阪府)の県域FMラジオの親局の空中線電力を超えてはならないこととしています。</p>
<p>Ⅲ. 放送法関係審査基準等の改正方針</p> <p>2. 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定  FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。</p> <p>4. FM補完局から既存局等への妨害排除  FM補完局の免許申請にあたり、「基幹放送局の開設の根本的基準」(昭和25年電波監理委員会規則第21号)(以下「根本基準」という。)第8条の既存局等への妨害排除の観点から、当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者(日本放送協会、放送大学学園及び外国語放送を行う者を含む。以下この項において同じ)との調整に十分配慮することとする。  &lt;省略&gt;  また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>難聴地域情報およびFM補完局によって改善された地域情報は、公平を期すため申請段階から国民に開示すべきと考えます。</p> <p>「…県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。」とあり、十分な調整が必要と考えます。調整の主体は、FM補完局を希望するAMラジオ事業者であり、文頭に「AMラジオ事業者は」等、主体者を明確にする必要があるかと思えます。</p> <p>特に、親局の主たるFM補完局開設に際しては、既存県域FMラジオ事業者との十分な事前調整を行うことは、必要不可欠な作業であり、技術面の調整のみならず、既存県域FMラジオ事業者の経営の強靱化の妨げにならないよう十分な調整と配慮が必要かと思われます。</p> <p>既存県域FMラジオ事業者への配慮とFM補完局を加えた今後の超短波放送のため、県域FMラジオ事業者との調整については、妨害排除のみだけでなく、空中線電力、放送対象地域、送信高を含む送信場所等の双方合意が得られる調整を希望いたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>FM補完局の免許申請にあたっての調整ですので、主体がAMラジオ事業者であることはご指摘のとおりです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

	<p>P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz 超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p> <p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p> <p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p style="text-align: center;">【株式会社J-WAVE】</p> <p>AMラジオ放送の難聴対策については、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策及び地理的、地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされてきたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、及び災害時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではないと考える。</p> <p>「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきで、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p> <p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p> <p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p> <p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
54	<p>P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHzを超える95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">【株式会社エフエム山口】</p> <p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、及び災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当でない、と考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>

<p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最低限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>【株式会社エフエム徳島】</p>		
<p>55 II-2-(3) 災害対策を解説目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。 II-2-(4) FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定されました。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策及び地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていましたが、今回の方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感があります。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点及び災害発生時の臨時災害FMの周波数確保などを考慮すると、利用可能範囲の拡大には疑問があります。慎重な対応を要望します。また、「規定見直し」を規定することが、真に必要なのかについても疑問が残ります。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
<p>II-3-(1) なお、当該FMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされています。 したがって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、その趣旨からすると、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考えます。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>

	<p>Ⅲ-4 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。なお、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。</p> <p>また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付すること。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除するよう、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものと考えます。</p> <p>また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望します。</p> <p>なお、県域FMラジオ事業者との調整結果の資料は、親局の主たるFM補完局に限らず、全てのFM補完局の免許申請にあたり、添付すべきものと考えます。</p> <p>また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望します。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム栃木】			
56	<p>P3 2-（3）災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-（4）周波数の使用期限について② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても（1）「90MHz以下の周波数」及び（2）「90MHz超え95MHz以下の周波数に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本方針（平成25年9月27日公表）によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化を脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>災害対策を開設目的とするFM補完局の使用周波数については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム石川】			
57	<p>P4 3-（1）親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力（FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力）以下とする。</p>	<p>本方針の「Ⅰ. 基本的な考え方」の（2）において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。</p> <p>よって、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を「当該地域の県域FMラジオ放送の親局の空中線電力」まで出力できると規定することは、補完局の範囲を超えるものではないかと考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>
【株式会社エフエム愛知】			

58	<p>2(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 「災害対策を開設目的とする・・・使用周波数が確保できない場合は・・・90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。」及び(4)②「FM補完局・・・90MHz以下の周波数」及び・・・規定などの見直しを行う場合がある。」</p> <p>4. FM補完局から既存局等への妨害排除 「FM補完局の免許申請にあたり・・・当該放送区域との放送区域が重なる県域ラジオ事業者との調整に十分配慮することとする・・・」</p>	<p>平成25年9月27日公表「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」においては、津波等災害対策を開設目的とするものは「90MHz 超え 95MHz 以下」とされていたにも係らず、今回の案では突如特例とはいえ90MHz以下の周波数使用を認めることとなっている。</p> <p>また、(4)②により今後見直しを行う場合がある、との記述により標記25年9月27日公表の基本方針がなし崩しになる含みを持っていると感じます。</p> <p>放送地域ごとに諸事象があるものと思うが、既存FM放送事業者、コミュニティFM含み逼迫している90MHz以下の周波数割当てへの可能性を示すものはいかがなものかと考えます。</p> <p>市販されている安価なFMラジオでは、周波数選択度が甘く、電波法審査基準で示されている400kHz離調の周波数では感度抑圧が発生し受信難になる可能性があります。また、受信周波数調整においても非常にシビアな状況にあり、FM補完局のみに係る事項ではありませんが、県域事業者との調整のほかにも、受信設備の環境にも配慮いただく必要があると思います。</p>	<p>災害対策を開設目的とするFM補完局の使用周波数については、35の回答をご覧ください。</p> <p>主たるFM補完局の使用周波数を90MHz超とすることにより、ご指摘のような受信設備の環境による既存FMラジオ放送への影響も軽減できるものと考えます。</p>
【長野エフエム放送株式会社】			
59	<p>P3 2-(3) 災害対策を開設目的とするFM補完局の特例 災害対策を開設目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100W以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2-(4) 周波数の使用期限について ② FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策については、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月27日公表)によって、新たな周波数の使用が規定された。この方針において、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策および地理的・地形的難聴対策において「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回方針において、「災害対策を開設目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されている。また、「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確化の点で留意が必要と考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時の臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当ではない、と考える。</p>	<p>FM補完局の空中線電力は、都市型難聴地域等について、FMラジオ放送の法定電界強度を確保するために必要最小のものとしているところです。本規定は、そのような場合においても県域FMラジオ放送の親局の空中線電力を超えてはならないという上限を定めたものです。</p>
	<p>P4 3-(1) 親局の主たるFM補完局 なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線高が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局又は中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。</p> <p>よって、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」以下とする規定については、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながらないよう、「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきである。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、基本的な方針案では空中線電力は難聴対策として必要最小としているところです。</p>
	<p>P5 1 免許付与の形態 全体</p>	<p>本方針案では、FM補完局の免許付与及び周波数割当ての形態にのみ言及されているが、同帯域を使う県域FMラジオ局およびコミュニティ放送局への免許付与との関係(優先順等)についても合わせて提示されるべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

	<p>P5 2 難聴対策FM補完局の難聴地域の特定 FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、免許申請に当たり、放送法関係審査基準において別に定める難聴の状況を示す資料を添付することとする。</p> <p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>難聴の状況を示す資料に基づき、その難聴地域に法定電界強度を確保する必要最小の送信出力とする本方針案に賛成する。 電波の有効利用の観点から、この「難聴の状況を示す資料」は、より精度が高いものが設定され、また定期的に更新されることを要望する。</p> <p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p> <p>既存放送局への混信等の影響を排除するための事前の調査等については、35の回答をご覧ください。</p>
		【株式会社エフエム東京】	
60	<p>P3 2- (3) 災害対策を解説目的とするFM補完局の特例 災害対策を解説目的とするFM補完局のうち、90MHz超え95MHz以下で使用周波数が確保できない場合は、空中線電力は原則として100w以下とするが、90MHz以下の周波数の使用を認めることとする。</p> <p>P4 2- (4) 周波数お使用期限について FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、上記の公示期間が終了する前においても(1)「90MHz以下の周波数」及び(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定等の見直しを行う場合がある。</p>	<p>AMラジオ放送の難聴対策について「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針」(平成25年9月25日公表)では、新たな周波数の使用が規定され、「90MHz以下の周波数」は、中波放送の外国波混信対策及び地理的・地形的難聴対策において、「空中線電力が小さいもの」とされていたが、今回の方針において、「災害対策を目的とするFM補完局の90MHz以下の周波数の使用」が提起されていることは、唐突の感が否めない。また「規定等の見直し」が想定されていることは、制度整備の正確さを脅かす要素となるのではないかと考える。「90MHz以下の周波数」については、使用周波数が逼迫しており、既存FM放送事業者に対する混信保護の観点、および災害発生時お臨時災害FMの周波数の確保などを考慮すると、安易に利用可能な範囲を拡大することは適当でないと考える。</p>	<p>災害対策のFM補完局の使用周波数等については、35の回答をご覧ください。</p>
	<p>P4 3- (1) なお、当該AMラジオ放送の放送対象地域における県域FMラジオ放送の親局の空中線電力(FM補完局の空中線が当該県域FMラジオ放送の親局よりも高くなる場合は、原則として、当該空中線が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)以下とする。</p>	<p>本方針の「I. 基本的な考え方」の(2)において、「FM補完局」とは、「AMラジオ放送によるFM放送方式の中継局であって、AMラジオ放送の放送対象地域において、親局または中継局の放送区域内の難聴対策や災害対策のために整備される中継局」とされている。 よって「FM補完局」の空中線電力は、難聴対策として必要最小限であるべきであり、本項目で示す「親局の主たるFM補完局」の空中線電力を、「当該地域の県域FMラジオ放送の親局と同等の空中線電力」まで出力できると規定することは、民間ラジオ事業者間の公平競争を損なうことにつながると考える。</p>	<p>親局の主たるFM補完局の空中線電力については、35の回答をご覧ください。</p>

	<p>P6 4 FM補完局から既存局等への妨害排除 当該放送区域と放送区域が重なる県域FMラジオ事業者との調整に十分配慮することとする。など、免許申請者に対し、既存局等への妨害排除の審査のために、調整の結果を示す資料等必要な資料の提出を求めることがある。 また、AMラジオ放送の親局の主たるFM補完局については、免許申請にあたり、当該FM補完局が開設される都道府県の県域FMラジオ事業者との調整の結果を示す資料を添付することとする。</p>	<p>FM補完局の免許申請にあたっては、コミュニティFM放送局を含めた既存放送局への混信等の影響を排除すべく、事前の調査、情報開示、調整が必要不可欠であり、そのために相当の期間が必要である。それらの結果を示す資料は、免許申請にあたり必ず提出すべきものとする。 また、「調整の結果を示す資料」については、より精度の高いものが設定されることを要望する。</p>	<p>既存放送局への混信等の影響の排除については、35の回答をご覧ください。</p>
61	<p>P.3 2. FM補完局に割り当てる周波数 (2)90MHz超え95MHz以下の周波数</p>	<p>90MHz 超え95MHz 以下は、空中線電力は原則として100W以下とされています。しかしこの周波数帯は中国、台湾、韓国のFM局が集中しており、4月下旬頃から8月頃にかけてスポラディックE層による異常伝播により、日本各地で非常に強力に入感してきます。これらの混信がたいへん懸念されますが如何でしょうか？ 95MHz 超えの帯域は比較的混信は少ないと思われませんが、周波数帯の変更や増力は可能でしょうか？ ご検討下さいますようお願いいたします。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下における親局の主たるFM補完局のチャンネルプラン等については韓国等の電波の到来状況も調査して策定します。</p>
62	<p>全般</p>	<p>私が居住する日本海側各地では、夜間の外国電波による混信が激しい地域です。その対策の一つとしてFM放送を利用することは賛成です。 アナログテレビ放送が終了し90MHz以上周波数に空きができ、ワイドバンドFM(90～108MHz)を受信できるラジオもそれなりに普及していると思いますので、ラジオの活用にもなるでしょうし、今後発売のFMラジオはワイドバンドを標準にすべきでしょう。 これに関連して、中波放送を行っている放送会社は、テレビ放送も行っている場合が多く、しかも終了したアナログテレビ放送では、VHF1～3チャンネルを使用していた社も、かなりあるかと思えます。まだアンテナ設備が解体されていないければ、再利用も可能かと思えます。 なお、この方式はあくまでも補完的なものであり、中波放送がFM放送に転換するものでないことを強く望みますし、もっと言えば、中波とFMを並行放送することを免許条件にしてもらいたいです。 中波放送には、上記混信の原因でもありますが、夜間には遠くまで届く特性があり、趣味の話がもしもれませんが、国内遠距離放送を聴く楽しみを奪わないようにもお願いします。 もう一つ希望を述べますと、各社の設備が対応していれば、ぜひともステレオ放送で免許ください。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。 FM補完局は、新たな技術基準ではなく、普及しているFMラジオにおいて受信できるよう制度整備を行います。 また、FM補完局はAM放送の放送区域において難聴対策や災害対策を行うものであり、中波放送とのサイマル放送を前提とした制度です。</p>
63	<p>全般</p>	<p>90MHz以下はコミュニティFMに優先してわりあてるべきです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>

64	アナログテレビ1ch/2chを使用するRF接続機器との混信について	<p>FM補完局が使用する90MHz-95MHzはTV1ch(映像周波数91.25MHz)と重複しているため、FM放送開始後、古いテレビゲーム機やビデオ・デジタルテレビチューナーなどのアナログテレビとRF接続する機器を1ch側で使用した場合、画面に縞模様ができる等の障害が発生する可能性があります。その際、原因がFM放送の電波であると思わずに機器自体の故障・端子の接触不良・接続線の劣化等と誤認してしまう恐れがあります。</p> <p>FM補完局の試験放送開始時に、RF接続機器への影響や回避方法をラジオ業界だけでなくDpaや中古品取引業者と協力して広報をしていただけるようお願いいたします。</p> <p>これとは別に、V-LOWマルチメディア放送でTV2chと重なる周波数が割り当てられている東北・中部・中四国地域では90MHz-95MHzにFM補完局が設置された場合に、RF接続機器で1chと2chどちらを選んでも混信が発生する可能性があります。</p> <p>任天堂ファミリーコンピュータなど、RF出力1ch/2ch以外にテレビ接続手段を持たない機器は実質的に使えなくなる恐れがあるためFM補完局の周波数割り当てに当たっては1chと2chが両方ふさがり地域が発生しないよう熟慮を望みます。</p>	FM補完局等を開設する放送事業者に対して、受信障害を防止し、又は解消を図るための措置の適切な実施を求めることとしています。
65	V. FM補完局の放送設備の安全・信頼基準 超短波極微小電力局の技術基準の確立および技術条件の緩和について	<p>FM補完局の開設目的が都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策である場合、地上デジタル放送と同様に限定的な難聴エリアの改善策として極微小電力局“ギャップファイラー”も極めて有効であると考えます。</p> <p>については、超短波放送に関しても、極微小電力局の技術基準の早期確立および緩和を望みます。</p>	いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。
66	全体	<p>・民放連はかねてよりV-Lowマルチメディア放送と、AM放送の強靱化を目的としたFM中継局を両立する制度整備を求めており、先に具体化されたV-Lowマルチメディア放送の制度整備に続き、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針(案)」が示されたことを評価します。</p> <p>・今回示された同基本的方針(案)は、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」(平成25年9月)に沿って今後の制度整備の方向性を示すものであり、概ね妥当な内容と考えます。</p> <p>・民放ラジオ事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、FM補完中継局の新たな置局がAM放送のさらなる強靱化を目的とした追加的措置であることに鑑みれば、民放ラジオ事業者にとって、その置局計画や具体的な設備投資は経済合理性に適うものでなければなりません。行政は今後の制度整備にあたり、関係規定の緩和や弾力的運用、免許申請手続きの簡素化などを可能な限り検討し、民放ラジオ事業者のコスト負担の軽減に配慮していただきたいと考えます。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化の推進については、総務省としても、引き続き必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>FM補完局の制度の具体化に向け、放送法関係審査基準等の規定の迅速な整備に取り組んでまいります。</p>

	90MHz超え 95MHz以下の周波数	<p>・送信側の対応と並行して、90～95MHzのFM放送を受信可能なラジオ受信機が着実に普及しなければリスナーの受信環境が整わず、AM放送の強靱化が達成されないこととなります。対応型ラジオ受信機の早期普及と消費者保護の観点から、対応型への早急な機種変更や既存ラジオ受信機（海外・国内共通仕様等）のプログラム改修など、ラジオ受信機メーカーや自動車業界と連携して取り組むべき課題は多いと考えます。AM放送の強靱化は国民の安心・安全に大きく貢献する施策であることから、行政はラジオ事業者とともに受信機メーカー等と意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うなど、可能な限りすみやかな受信機普及に力を尽くしていただきたいと考えます。</p>	90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。
	FM補完局から既存局等への妨害排除	<p>・民放ラジオ事業者は混信妨害排除の重要性を十分認識しており、しっかりと対応する所存です。  ・混信妨害の発生メカニズムに関する知見や、現時点で把握している技術データを関係者に開示するなど、行政は「既存局等への妨害排除」の検討を促進するべく、環境整備に努めていただきたいと考えます。</p>	本方針案に賛成する御意見として承ります。いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。
		【一般社団法人日本民間放送連盟】	
67	全般	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)」は、使用周波数の放送対象地域ごとの確保がなされていることや、周波数の6年間の使用期限を設けるなど、ローカルAM局の実情を踏まえたものであり、大いに賛同評価したいと考えます。  災害時の安心安全のためのラジオ放送の継続という原点部分について、更なる制度整備と国庫補助などの配慮をお願いいたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  設備整備の支援については、放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として実施しているところですが、引き続き、支援措置ができるよう取り組んでまいります。</p>
	P.1 1.基本的な考え方 (2)・前半略・なお、FM補完局の放送区域の一部が当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に包含されない場合があることを妨げるものではない。	<p>当該AMラジオ放送の親局又は中継局の放送区域に、FM補完局の放送区域を完全に包含されるように置局することは実現可能とは言い切れないことから、この部分で柔軟な対応案であることを評価賛同いたします。</p>	本方針案に賛成する御意見として承ります。
	(4)本方針において・中略・AMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を指すこととする。	<p>判断基準があいまいであった「難聴」の定義は理解いたしますが、難聴対策と災害対策を効率よく組み合わせるエアーカーブを図っていく方法についてもご考慮をお願いいたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
	P2 Ⅱ 基幹放送用周波数使用計画の改訂方針 1 FM補完局の開設の目的 ラジオ放送の受信環境の改善等を図る観点から、以下の目的で開設されるFM補完局の開設を認めることとする。	<p>なによりも今回、FM補完局の開設が認められたことは素晴らしいと考えます。国民に多くのラジオ放送の受信機会を供与することに繋がり、安心安全の観点からも大いに評価するものです。</p>	本方針案に賛成する御意見として承ります。

<p>(i)都市型難聴対策 「都市型難聴」とは、ビル等の建築物によるAMラジオ放送の遮へいや、建築物の鉄筋コンクリート壁等による屋内外における電界強度の低下や電子機器類からの電気雑音の影響等の要因によって発生する難聴のことを指し、当該発生地域(以下「都市型難聴地域」という)において難聴の改善等を図る対策を目的とするもの。</p>	<p>難聴の定義が「屋外での電界強度」のみを基準にしたものであったのに、今回は「屋内での電界強度の低下」を明示して、現実的に踏み込んで「都市型難聴」の定義づけをされたことは意義深く、高く評価いたします。 この都市型難聴を特定する場合、地方においては鉄筋コンクリート壁の建築物などが広く点在しておりますので、それらすべてを難聴エリアとして解釈する弾力的な制度運用をお願いいたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。  いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。  なお、都市型難聴地域を特定するために、まずは屋外で電界強度の不足地点や電気雑音等の障害発生地点を調査していただく必要があります。</p>
<p>(4)災害対策 AMラジオ放送局の放送設備が自然災害により大きな被害を受ける可能性が高い地域に設置されている場合に、自然災害に起因する放送停止等の重大な事故により放送の継続が困難となる懸念のある地域(以下「放送被害懸念地域」という。)において当該事態に備える対策を目的とするもの。</p>	<p>今回の「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備」の最大の目的は、災害対策としての放送ネットワークの強靱化にあると理解しています。 その意味から「災害対策」を強く打ち出し、「放送被害懸念地域」という概念を明記されたことを高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>P3 2.FM補完局に割り当てる周波数 (前半省略) AMラジオ放送の「親局」を補完する主たるFM補完局(以下、「親局の主たるFM補完局」という。 )については、民放AMラジオ放送の放送対象地域ごとに一の周波数(複数の民放AM放送事業者が存在する地域は、その事業者の数の周波数)を確保することとし、基幹放送用周波数使用計画において、当該周波数を公示することとする。</p>	<p>親局の主たるFM補完局を明確化し、周波数も確保する・・ということは地域の実情を十分に考慮された方策であり、評価賛同いたします。 さらに、地域の実情に合わせて個別に対応することとしていることは、現実的で必要なことと考える。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>(2)90MHz超え95MHz以下の周波数 本方針Ⅱ—1(FM補完局の開設目的)に規定する開設目的のうち、都市型難聴対策、外国波混信対策又は災害対策に該当する親局の主たるFM補完局、及び全ての開設目的に該当するその他のFM補完局に割り当てることとする。</p>	<p>全国的なチャンネル確保の問題や既存FM局との混信などを避けるための大局的な判断をされたのだと考え、これを理解いたします。 また、90MHz超え95MHz以下の周波数は外国波混信により使用周波数の確保が困難な場合があり、また受信機の普及が特に大都市圏以外では問題が大きいため、この特例は非常に現実に即したものであると考える。 空中線電力については「原則として100W以下」としているが、こちらも地域の状況に応じた現実的な対応が必要であると考えます。</p>	<p>災害対策に係るFM補完局のうち空中線電力が小さい「その他のFM補完局」については、90MHz超え95MHz以下で周波数の使用ができない場合であって、災害対策のために真に必要な場合に限り、90MHz以下の周波数の使用を認めることとしています。</p>
<p>P4 (4)周波数の使用制限について ① 上記(2)「90MHz超え95MHz以下の周波数」における親局の主たるFM補完局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画に公示後6年間を超えてFM補完局が置局されない場合は、未使用の周波数を削除することとする。</p>	<p>弊社は、FM補完局の整備実現を目指していますが、災害対策やラジオ事業の経営面での強靱化とどう連携させて進めるかなど課題も多く残っております。 公示後6年間と言う柔軟な条件を設けたことは、ローカルAMラジオ局の状況を的確に勘案された上であると理解し、高く評価いたします。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>

<p>P5～6 3. 災害対策FM補完局の対象地域 (1)AMラジオ放送局の放送設備の設置場所が以下のような地域であって、かつ、自然災害により放送設備が大きな被害を受ける可能性が高い地域 ①都道府県等の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域</p>	<p>災害対策FM補完局の対象地域については、自治体等の策定したハザードマップが必要とされていますが、災害時の安定した放送継続のために、各放送事業者が必要と考える地域についても考慮する弾力的な対応をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
<p>P6～7 IV.受信障害等への対応 (前半略・・) また、「周波数の割当てに関する基本的方針」を踏まえて、FM補完局、V-Lowマルチメディア放送及び超短波放送に係る放送局を開設等する者は、根本基準第9条の基幹放送の普及の観点から、FMラジオ放送の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るために互いに協力しなければならない。</p>	<p>受信障害等の「防止」、又は「解消」を図るために適切な措置を講じることは放送事業者として当然の義務と考えております。 すべて妥当であり、賛同いたします</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>その他 (受信環境の整備について)</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数では受信機の普及が十分ではないので、ラジオ放送が災害時においても迅速かつ正確な情報提供を行うという役割を果たすためには、受信環境の整備も欠かすことは出来ない。これについても政策として進めていただきたい。 特に大都市圏以外では車でのラジオ聴取が一般的だが、カーラジオの周波数対応が今後大きな課題になると考えられる。官民関係者の知恵を集めて対応したい。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p>
<p>【日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会】</p>		
<p>68 基本的考え方(全体)</p>	<p>先に公表されたV-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針(平成25年9月27日)では、6. その他の項で、「国内放送を行う短波放送の扱いは、今後、FM方式による中継局およびコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行う」としており、置局状況次第で周波数に空きがあれば、短波局にもFM中継局用の周波数を割り当てる可能性を示したものと読み取れる。 しかし今回示されたFM中継局に関する制度整備の基本方針(案)はAM(中波)放送局だけを対象にしたものであり、短波放送についてはいっさい触れていない。制度上、短波局のFM波利用が認められないとなると、周波数の空きがあってもFM中継局設置の道が閉ざされてしまうのではないかと危惧する。</p>	<p>短波放送に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。 なお、都市型難聴地域等が存在し、短波放送が継続的かつ地域的に聴取できない場合は、空中線電力が小さいものについて、個別に検討いたします。</p>

FM補完局の開設目的	<p>今回の基本方針(案)では、補完局の開設目的として(1)都市型難聴(2)外国波混信対策(3)地理的・地形的難聴対策(4)災害対策——の4点をあげている。これらはAM(中波)放送に限らず、短波放送も含めた共通課題である。特に第1にあげられている都市型難聴については、短波も中波もまったく同じ原因により、同じ難聴状態にある。都市型難聴を解消する手段として、通信によるサイマル配信という方法はあるが、災害時を想定して放送波による難聴対策をとるとなると、FM波の利用しか方法はないと考える。</p> <p>このため短波局にも災害時に備えた難聴対策を求めるなら、FM中継局開設の道を開くよう、重ねて要望する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
FM補完局に割り当てる周波数、周波数の使用期限	<p>今回の案では、周波数の割り当てについて、基幹放送用周波数使用計画において割り当てる周波数を公示し、割り当てを受けた場合は公示後6年以内に置局するよう求めている。置局状況の判断は、公示後6年を待たずに、FM補完局の免許申請状況から判断するなど、早期に検討に入り、すみやかに短波の扱いについて結論を出していただくよう要望する。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度整備を行うにあたっての参考意見として承ります。</p>
【株式会社日経ラジオ社】		
69 全般	<p>・当社はこれまでの意見募集の中でも、AM放送の難聴対策や災害対策のための早期の制度整備を要望してきた。</p> <p>今回FM中継局に関する制度整備案が迅速に提示されたことについては、地上アナログ放送跡地の電波の有効利用という観点からも評価する。</p> <p>・FM方式の中継局はAM放送の難聴・災害対策に利することが期待される一方で、中継局設置のためのコストや現行AM放送とのサイマル負担などがラジオ各社の経営を圧迫する懸念がある。</p> <p>ひきつづき、国やからの支援を希望するとともに、地方自治体が放送事業者に対して支援しやすいような環境整備を希望する。</p> <p>・また、今後の制度整備にあたっては、民放ラジオ事業者の負担軽減のための関係規定の緩和や弾力的運用、手続きの簡素化などを可能な限り検討していただきたい。</p>	<p>本方針案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>設備整備の支援については、放送ネットワークの強靱化に関する支援措置として実施しているところですが、引き続き、支援措置ができるよう取り組んでまいります。</p>
90MHz超え95MHz以下の周波数	<p>『90MHz超え95MHz以下の周波数』の対応受信機は広く普及しているとはいえ、災害対策、難聴対策といった消費者保護の観点からも早期の普及が重要と考える。</p> <p>行政としてもラジオ事業者とともに受信機メーカーと意思疎通を図り、情報周知や働きかけを積極的に行うなど、受信機普及に力を尽くしていただきたい。</p> <p>・FM補完局による周波数の使用状況を踏まえ、公示期間が終了する前においても「90MHz以下の周波数」及び「90MHz超え95MHz以下の周波数」に係る規定の見直しを行う場合があるとのことだが、周波数に余裕がある地域については、事業者の希望により「85MHz超え90MHz以下」の帯域を早期に利用できるよう引き続き要望する。</p>	<p>90MHz超え95MHz以下の周波数に対応した受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> <p>90MHz以下の周波数に対する御意見については、平成25年9月に策定された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」のとおりです。</p>
【日本テレビ放送網株式会社】		